

# 象徴天皇制の成立過程にみる政治葛藤

## — 1948 年の側近首脳更迭問題より —

茶 谷 誠 一

### はじめに

敗戦後、日本の民主化政策を推進する GHQ の指示により、憲法改正をはじめ、国家体制のあらゆる面で旧体制から新体制への刷新がすすめられた。明治憲法（大日本帝国憲法）は「改正」され、新たに日本国憲法が公布、施行された。これにより、天皇の地位も、「統治権の総攬者」（明治憲法第 4 条）たる国家元首から、「日本国および国民統合の象徴」（日本国憲法第 1 条）たる象徴天皇へと変化をとげた。

GHQ（おもに民政局、以下 GS）は、国民主権の原則を徹底させるため、皇室や宮中の扱いについて、議院内閣の管理下におくことを求めていた。そもそも、GS は新憲法下における天皇の役割を「装飾的機能のみを有する」君主とし<sup>1</sup>、君主の保持できる権限（とくに政治的権能）についても、著しく制限させようとしていた。その結果、「宮中・府中の別」の原則によって組織の独立性を保ってきた宮内省は整理縮小のうえに改編され、新憲法の施行にあわせて宮内府へと改称し、首相の「所轄」のもとにおかれることとなった。政府や他の国家機関から独立して存在していた宮中の独立性が廃されたことにより、宮中の民主化はすすんだかのようにみえた。

しかし、新憲法下の「象徴天皇制」の在り方をめぐり、GHQ と天皇・宮内官僚との間には、いまだ根深い対立点を抱えていた。すでに、既刊の拙稿では敗戦の混乱期から宮内府発足にいたる過程において、これらの勢力が内大臣府の廃止や後継首班奏請システムの改正、宮内省改編など、一連の宮中改革をめぐって、各々の政治的思惑を抱えながら交渉し、妥協点を見いだしていった経緯を分析してきた。そのなかで、皇室・宮中の民主化をはかる GHQ とこれに従属せざるを得ない日本政府や法制局などの担当部局に対し、天皇や側近らは宮中の独立性を保持すべく、宮内官僚の人事権（とくに親任官待遇の宮内府長官、侍従長）掌握など、旧来までの権利を残存させた微温的な改革をめざしていた事実を明らかにした<sup>2</sup>。

旧態依然たる宮中側の姿勢は、GS に宮内府設置という法制上の改革にとどまらず、さらなる徹底した改革の必要性を認識させることとなった。つまり、GS は、宮内府という宮中の器（ハード）は改革されたものの、組織の内部にいる側近（ソフト）は戦前から天皇に仕えてきた固陋の宮内官

僚で固められているとみなしていたのである。

ダグラス・マッカーサー（Douglas MacArthur）率いるGHQと、被統治主体の日本政府、天皇、側近らは、天皇制維持という共通の政治目的を掲げていたものの、その目的の達成に向けた手法と内容には、大きな隔たりが存在していた。この両者間に横たわる隔たりは、わずかな亀裂から一気に相互不信を招来しかねない危険性をはらんでいた。宮内府の発足という制度上の宮中改革については、表面上、その亀裂が表面化することはなかったものの、ソフト面での亀裂は、すでに1946年の全国巡幸をめぐる見解の相違から胚胎しており、1947年末のGSによる宮内府機構改革を要求する通達から翌1948年の側近首脳（宮内府長官、侍従長）同時更迭という事態へ展開していくこととなる。

側近首脳の更迭につき、占領期の政治史や象徴天皇制の成立過程を論じた先行研究のなかでは、事態の重要性を指摘しつつも、この問題の背景にある各政治勢力の政治的思惑や意図が十分に分析されてきたとはいいがたい<sup>3</sup>。

そこで、本稿では、1948年6月の宮内府長官、侍従長の更迭にいたる政治過程を詳細に追いながら<sup>4</sup>、天皇・側近、中道政権、GSの3つの政治勢力の動向に焦点をあて、側近首脳更迭の政治的意義を明らかにしていくことを目的とする。その際、これらの政治勢力がめざす「象徴天皇制」像の類似性や相違性という点を分析の視座にすえ<sup>5</sup>、戦後のあるべき君主形態をめぐる相剋という対立軸を適宜説明しながら論述をすすめていく。

なお、本稿の分析対象時期は、1945年の敗戦直後から1948年までの占領期にあたり、とくに、片山哲内閣、芦田均内閣の中道政権期の政治的経過を中心に論じることとなるが、この間における政局の流れやいわゆる占領史という政治史の一般的領域については、本稿の論点にかかわる部分の言及にとどめることを断っておく<sup>6</sup>。

## 1. 1946年における巡幸批判とその影響 —側近更迭の遠因—

### (1) 極東委員会での巡幸批判

戦後の全国巡幸について、その計画や意図、開始後の経過などは、今日、高橋紘氏をはじめとする先行研究によって明らかにされている<sup>7</sup>。その概要のみ紹介すると、日本の非軍国主義化を促進するGHQの政策のなかで、国家神道の解体はとくに重要な課題として位置づけられ、GHQの担当局は、内務省解体や治安立法の撤廃、神道指令と、次々と対策を講じていった。同時に、GHQでは、教育や宗教を担当する民間情報教育局（以下、CIE）が天皇制存続というマッカーサーの方針に従い、神格性を排除して民主的な姿となった天皇像を民衆に宣伝するため「天皇の人間宣言」を発表させ、これと同様の趣旨により、新しい天皇による全国民衆への「鼓舞激励」を提言したことから具体的な巡幸計画が練られていった。また、天皇自身、早くからみずからの戦争責任にたいする贖罪意識から、地方民衆を慰問するための巡幸を希望していた。天皇の巡幸は、GHQと宮中

の双方において、政治的意図を異にしつつも、目的を同じくするなかで実施されたのである。もちろん、巡幸の実施にあたり、マッカーサーの承認を必要としていたことはいうまでもない。

天皇や側近が全国巡幸を重視した理由とは、天皇自身の贖罪意識とは別の戦略、すなわち、戦争責任問題の希薄化や新たな「象徴天皇」としての民衆との関係の再構築に向け、絶大な効果が期待できた点にあった。すでに、1945年11月に実施された伊勢神宮への「終戦奉告行幸」の際、メディアや民衆から賞賛されるという前例があり、天皇や側近は、巡幸を「国体護持」の視点から戦略的にとらえるようになっていた<sup>8</sup>。

本格的にはじまった天皇の全国巡幸であったが、1946年2月末に発足したばかりの極東委員会(以下、FEC)での席上、ソ連代表から批意見が寄せられた。同年4月13日に開催されたFEC第三委員会(憲法および法律改革を担当)第6回会議において、ソ連代表が天皇の行動の制約につき、連合軍最高司令官(SCAP)に伝達するため委員会での審議を提案し、同月末には、「日本国天皇の若干の行動の縮減のための提案」なる文書を作成した<sup>9</sup>。この文書では、ポツダム宣言の趣旨が日本の民主化である以上、戦前の天皇制は廃止されるか、より民主的な統治形態に改正されなければならないはずだが、日本の反動的分子は旧来の形式での天皇制を保持しようとしていると指摘した後、次のように、巡幸を取りあげて問題視した<sup>10</sup>。

選挙戦の前に天皇が着手した全国巡幸は、天皇制存続のための宣伝手段として、反動主義者らに利用された。憲法草案についての国民的な討論がなされる時が近づいており、この状況のもとで天皇が巡幸を継続することを許せば、疑いようもなく、天皇制存続のために日本国民の精神に圧力をくわえる手段となるであろう。よって、FECはアメリカ政府に働きかけ、SCAPが天皇へ憲法の審議中、巡幸を中止するよう指示を与えるのが適当だと思われる<sup>11</sup>。

巡幸の中止を要請すべきというこの提案は、5月中旬から7月中旬にかけ、FECの第三委員会や運営委員会で討議された。この間、各種会議の席上、ソ連代表は一貫して巡幸を「反動主義者らを利するための天皇の政治的活動」と批判し、新憲法を審議する期間中の巡幸中止を求め、SCAP(マッカーサー)からの意見聴取など、FECとして何らかの措置を講じるべきだと主張していた<sup>12</sup>。

巡幸中止を主張するソ連代表にたいし、他のFEC構成国代表は情報不足を理由に、この問題への積極的関与を控える態度に終始していたものの、なかには、オーストラリア代表やニュージーランド代表のように、ソ連代表の意見に理解を示し、本件を巡幸の是非というマイナーな問題としてではなく、将来の天皇制の在り方という大きな問題として取り扱うべきだという意見も開陳された<sup>13</sup>。戦犯裁判での昭和天皇の処遇をめぐる経過と同様<sup>14</sup>、ソ連のほか、オーストラリアやニュージーランドも天皇にかかわる問題では、かなり強硬な姿勢をみせていたのである。

結局、この件は7月12日の第三委員会第20回会議において、SCAPからの意見聴取を求めず、天皇の地位をめぐる問題は憲法草案の委員会での研究と関連づけて議論すべきことを申し合わせ<sup>15</sup>、以後の審議を打ち切ることとした。

FECでのソ連代表による巡幸中止の要請は、アメリカ政府にとって受け入れられるものではな

く、FECの各種会議の席上でも米国代表によって反駁された<sup>16</sup>。そして、この情報は、日本のGHQのもとにも伝えられ、マッカーサー以下、幕僚らの知るところとなった。

この時、GHQにはアメリカのノースウエスタン大学からケネス・コールグロブ (Kenneth Colegrove) が来日しており、専門とする日本政治や明治憲法に関する知識を生かし、GHQ憲法問題担当政治顧問という肩書で、新憲法制定につきGSのチャールズ・ケーディス (Charles Kades) 次長、ピーク (Cyrus H. Peake) らと協議を重ねつつ、日本の政治家や学者とも接見し、その意見を徴してGSでの作業に役立たせていた。さらに、コールグロブは、マッカーサー、コートニー・ホイットニー (Courtney Whitney) GS局長らに国務省やFECの状況を伝えるとともに、FECの米国代表とFEC議長を務めるフランク・マッコイ (Frank McCoy) やジョージ・ブレイクスリー (George Blakeslee) FEC米国代表などに宛て、GHQや日本の様子を伝達するという橋渡し役をこなしていた<sup>17</sup>。

そして、コールグロブは、FECでのソ連代表による巡幸に関する提案につき、日本国内のGHQや日本側知人の反応をまとめ、1946年6月1日付でマッコイ議長に宛てて送付している。この意見書のなかで、コールグロブは、「巡幸にたいするソ連側の抗議の公表にGHQ職員が驚き、衝撃をうけた」「日本の何名かの友人も今回の事件によって提示された政策の矛盾について、驚きを表していた」という状況を伝えるとともに、日本での巡幸のイメージにつき、「日本の民主化を求めるSCAPが天皇と民衆との交流を絶えず奨励してくれているという印象を与えるもの」と説明している。さらに、日本の学者やGHQの幕僚らも同調する結論として、今回のソ連側の行動は、アメリカの占領統治に対するソ連のサボタージュを意味し、巡幸に関する抗議について、マッコイが「天皇の人間化を要求する民主化政策と彼が皇居内に留まっていることを要求している政策との間の矛盾を指摘」するよう進言するのであった<sup>18</sup>。

コールグロブの主張は、マッカーサーやホイットニーらGSの意見を代弁しているとみなしてよいであろう。マッカーサー自身が許可したように、彼らは、天皇による全国巡幸について、神格性を否定した民主的な君主のお披露目の機会だと認識していたのであり、天皇を皇居のなかにとどめておくことのほうが日本の民主化に逆行する措置だととらえていたのである。巡幸に関する問題をはじめ、新憲法制定作業にも関与していたコールグロブは、ソ連をはじめとするFECの姿勢を批判的に受けとめ、マッカーサーらGHQによる占領統治の正当性を主張していくのであった<sup>19</sup>。

## (2) FECでの議論をめぐる宮中への影響

1946年の全国巡幸をめぐる占領機関内部の動向は、新憲法の草案公表から帝国議会での審議という期間にあたり、国内の政治情勢にも影響をおよぼすこととなる。FECにおけるソ連代表の巡幸批判や天皇制廃止の議論については、国内でも新聞報道されており<sup>20</sup>、天皇や側近はもとより、国民全体の知るところとなっていた。また、FECでのソ連の言動と対処法については、GHQ関係者を通じて、日本側にも伝えられたと推察される。

ここで注目すべきは、コールグローブの存在である。来日後のコールグローブは、GHQで憲法問題担当政治顧問として公的に勤務していたほか、私的には、別の役割もこなしていた。日本の降伏以前、コールグローブはアメリカにおいてジョセフ・グルー（Joseph Grew）元駐日大使と関係を深め、天皇周辺にいる「保守的な親英米派」の人々とグルーらアメリカの知日派とを再結合させることを確認しあい、グルーから牧野伸顕や樺山愛輔、吉田茂ら知人への紹介状を渡されていたのである<sup>21</sup>。

そして、1946年5月29日、コールグローブは千葉県の柏に隠棲していた元内大臣の牧野伸顕を訪ね、アメリカ政府内部における天皇制処遇をめぐる議論と天皇制存続を主張するグルーの奮闘ぶりを伝えた。会見後、牧野は、コールグローブに会見内容を意見書にまとめて提出してもらうよう依頼し、天皇にもこの重要な情報を伝達することにした<sup>22</sup>。また、牧野は、アメリカ側の貴重な情報を提供してくれたコールグローブを天皇に拝謁させるよう、女婿の吉田茂首相や松平康昌（宮内省宗秩寮総裁）に配慮を依頼した。

これにつき、6月21日に松平康昌が牧野伸顕へ宛てた書簡のなかで、「拝借のコールグローヴ氏の手紙、大臣〔松平慶民〕にも見せ話を致しました処、吉田総理大臣より話を聞いてみるとの事で御話の通り処理されて居りました」<sup>23</sup>という一節がある。

松平のいう「コールグローヴ氏の手紙」とは、牧野がコールグローブに依頼した意見書のことであろう。また、「御話の通り処理されて」いた案件とは、コールグローブの天皇への拝謁のことをさしていると思われる。実際、この後、7月12日には、コールグローブは天皇との拝謁をはたしている。拝謁時、天皇は日米両国間で戦争にいたったことへの後悔や日本に対して穏健な統治政策を主張するグルーへの感謝の念を表するとともに、國務次官としてのグルーの政策立案の内容を尋ねたほか、現在の日本の占領状況や、マッカーサーの業績、そして、進行中の憲法改正問題についても話し合った<sup>24</sup>。天皇制処遇問題や戦犯裁判が占領政策の重要な政治議題にのぼるさなか、コールグローブからもたらされた情報は、天皇や側近、牧野らにとって光明を見いだせる内容であり、大いに満足できるものであった<sup>25</sup>。

天皇とコールグローブの間で交わされた憲法改正問題は、FECのソ連代表による巡幸中止要請の問題とも関係しており、FECによる日本占領への干渉に批判的なコールグローブが、巡幸について何らかの意見や助言を天皇や側近へ授けたと推測してもおかしくはないであろう。天皇との拝謁後、グルーから聞いていた天皇制に関する認識をさらに深めることとなったコールグローブは、滞日期のグルーと同様、天皇や牧野ら「宮廷政治家」に魅せられ、帰国の途に着くのであった<sup>26</sup>。

ここまでの経過で、天皇と側近らは、新聞報道によるFECの情報、そして、コールグローブやGHQ関係者からもたらされたであろう情報などを勘案し、全国巡幸の一時中止を申し合わせたと推察される。実際、6月18、19日と静岡県を行幸した天皇は、その後、10月21日に愛知県に行幸するまでの4ヶ月間、全国巡幸を中断している<sup>27</sup>。中断後の巡幸再開の契機は、10月16日に行われた天皇・マッカーサー第3回会見であった。

この時、天皇が、「巡幸は私の強く希望する」ところであると述べると、マッカーサーは「機会ある毎に御出掛けになつた方が良敷しいと存じます。回数が多い程良いと存じます。〔中略〕司令部に関する限り、陛下は何事をも為し得る自由を持つて居らるゝのであります」と応じ、巡幸への賛同と行動の自由を表明した。また、天皇の発言のなかには、「憲法成立迄は特に差控へて居つたのであります、当分差控へた方がいゝといふ者もあります」<sup>28</sup>という一節もある。天皇のいう「巡幸を当分差控へた方がいゝ」との意見は、吉田茂首相兼外相やGHQ内部の巡幸反対論をさしており、天皇は、マッカーサーとの会見直前にも、宮内省御用掛の寺崎英成に対し、「旅行の件再び探れ」<sup>29</sup>と直接命じている。

さらに、「憲法成立まで巡幸をとくに控えていた」という天皇の発言にも注目すべきである。天皇がこれほど強く望んでいた全国巡幸を中断した理由とは、宮中内部や外務省といった国内での自己抑制論の影響というより、やはり、コールドグローブやGHQ関係者を通じた外部からの情報が大きく作用していたと考えられるのである。

いずれにせよ、天皇は、マッカーサーから直々の「了解」をえたことで、1946年10月から全国巡幸を再開させ、翌1947年には、その頻度も増し、巡幸自体が盛大な行事と化していくのであった。

ところが、再開された全国巡幸は、旅程の長期化や供奉員の増加など規模の拡大や迎える自治体側の過剰な奉迎姿勢があらわとなるなど、様々な問題を生じさせるのであった。巡幸を取りしきった側近の一人、大益次郎侍従長は、天皇・マッカーサー第3回会見後に再開された1946年10、11月の愛知県、岐阜県への巡幸の頃から、巡幸に「随伴する色々動きも自然に大仰になつて来た」「地方の接待費の如きも、この時代にその萌芽を認めることができる」と述べており、また、1947年の巡幸から規模が拡大したことにより、「巡幸を喜ばない一派には中傷宣伝の材料を与へ、連合国のある方面には、旧日本の天皇制復活の傾向ありなどといふ疑心暗鬼を懐かしめたものと思ふ」<sup>30</sup>と語っている。

大金のいう「巡幸を喜ばない一派」のなかには、共産党のような革新勢力だけでなく、天皇制維持に向けて尽力していた保守勢力も含まれており、吉田茂外相の率いる外務省も敏感な時期における巡幸に批判的であり、吉田は側近や親しい関係者に巡幸を控えるよう、たびたび忠告していた<sup>31</sup>。

このように、巡幸への批判は、FECでのソ連代表による意見にとどまらず、再開後は、国内の政治勢力やGHQの一部からも指摘されるようになり、このことが1948年の側近首脳更迭の遠因となっていくのであった。

### (3) 不敬罪廃止問題との関係

なお、天皇の全国巡幸は不敬罪廃止問題とも関係を生じさせていくこととなる。袖井林二郎氏の研究によれば、1946年12月、ホイットニーGS局長が木村篤太郎法相へ刑法中の大逆罪と不敬罪の削除を要求したところ、吉田首相が「日本という国家の感情と道徳的信仰にかなうもの」という理由から、両罪の存続を希望するという意見を認めた書簡をマッカーサー宛に送付した。マッカー

サーは吉田の書簡に対して返信を發し、今後の日本は「自由な民主主義社会」となるので、「皇室に対する罪を存続させることは時代錯誤である」という旨を強調し、吉田の主張を一蹴したのである。マッカーサーから両罪廃止を言い渡されたにもかかわらず、吉田は、その後も不敬罪復活を企図し、ケーディス GS 次長の不興を買うという事態を引き起こすのであった<sup>32</sup>。

吉田が 1947 年秋に不敬罪の復活を主張した背景については、全国巡幸を批判的に報じた雑誌記事が影響していた。事の発端は、敗戦後に発刊された暴露雑誌『真相』第 11 号に巡幸を皮肉まじりに批判した記事が掲載されたことによる。この記事には、敗戦後の地方で日々の生活にも苦しむ労働者らがいるいっぽうで、天皇一行を迎える自治体官吏が巡幸先の宿泊先や交通網を整備する様子を風刺し、「天皇は箒である」と見出しをつけ、天皇の写真の一部を箒に置き換えて掲載するといった過激な誌面になっている。戦前であれば確実に不敬罪に相当するであろう誌面のなかで、旧来の治安当局を皮肉のかのように、「不敬のついでに陛下に言上奉るが」と前置きし、巡幸で全国を回れば各地がきれいに清められ、観光に役立つであろうと記載されている<sup>33</sup>。

この誌面をみた保守系陣営は激怒し、吉田の率いる自由党は『真相』を東京地検に告発するとともに、議会上でもこの問題を取り上げ、片山内閣に不敬罪の削除を批判しつつ<sup>34</sup>、前述の吉田による不敬罪復活の工作を喚起させるにいたった<sup>35</sup>。

GS は、皇室財産処理問題をめぐっても国庫移管に反対する自由党や宮内省の抵抗をうけており、今回の不敬罪復活要求の件や巡幸問題を含め、戦前の天皇制の旧慣や法制を維持しようとする日本の反動的分子の動向を警戒するようになっていたのである<sup>36</sup>。民主的な君主制への移行が結果として日本側の望む天皇制存続に寄与するものと考慮していた GS にとって、日本の保守勢力の言動は、マッカーサーを筆頭とする GHQ 側の努力を水泡に帰しかねない迷惑な行動として認識されていくのであった。そして、日本の保守勢力に対する GS の警戒心は、1947 年に本格化する全国巡幸をめぐり、さらにその度合いを増幅させることとなる。

## 2. 中道政権の成立と GS による宮中改革の要求

憲法改正問題や戦犯裁判の経過が世間の関心を集めるさなかの 1947 年 4 月 25 日、第一次吉田茂内閣のもと第 23 回衆議院議員総選挙が実施され、片山哲を委員長とする日本社会党が比較第一党となった。選挙後、政権構想をめぐり、社会党、自由党、民主党、国民協同党が議論を重ね、最終的に、自由党を除く 3 党での連立政権樹立の話し合いがまとまり、5 月 24 日に中道の片山内閣が誕生する。そして、この片山内閣と後継の芦田均内閣のもとで、前年からさまざまな矛盾をはらみつつ推移してきた天皇制処遇問題や、これに付随する宮中組織、側近の言動に関する諸問題が再び表面化してくるのである。

片山内閣、芦田内閣の中道政権期に実行された宮中改革を論じていくうえでの確認事項として、当時の GHQ 内部の権力構造を今一度、おさえておく必要がある。本章では、まず、側近首脳更迭

を指示したGSのGHQ内部における「相対的な優位性」について説明し、次章では、宮内府機構の改革や側近首脳更迭の指示がマッカーサーの意思のもとに発せられたことを確認する。

GHQの権力構造は、連合国軍最高司令官のマッカーサーを頂点とし、「日本統治に直接実質的な重要性をもっていたのは〔中略〕マッカーサーただ一人」<sup>37</sup>という絶対的権力者の下、マッカーサーの信頼厚く、また、「マッカーサーの分身」<sup>38</sup>と評されるほどマッカーサーへの完璧な献身ぶりを示していたホイットニー局長率いるGSが初期の占領統治政策を主導し、「最高司令官はといえば、民政局に頼らざるを得ない、という仕組みになっていた」<sup>39</sup>。

そして、このようなGHQ内部におけるGSの「相対的優位性」について、1947年から1948年にかけて、アメリカ本国で占領政策の転換が検討されはじめていたものの、その影響はGHQにまで波及しておらず、民主化を推進するGSの他部署に対する優位性は、「マッカーサー・ホイットニー」ラインを軸にいまだ保たれた状態にあった<sup>40</sup>。

このことを傍証する事例として、中道政権誕生時におけるGS局員の言動を紹介しておく。片山内閣の成立前、社会党として初の政権参画にむけて奔走する片山と会見したケーディスGS次長は、片山の不安とする点に助言を与えつつ、GHQ高官の噂話などを聞いた時には、自分の所に確認にくるようにと、外部からの政治介入を阻止し、新政権を援護するという意味の言葉を伝えていた<sup>41</sup>。

また、後任の芦田内閣成立の前後にも、ホイットニー、ケーディス以下、GS局員が芦田を激励し、マッカーサーとともに政権を支持する旨や経済科学局（ESS）など他部署との間で問題が生じた場合には、直接、マッカーサーを訪ねて裁断を求めるよう助言していた<sup>42</sup>。マッカーサーとホイットニーの間の信頼関係をふまえ、GSは他部署に対する優位性を自覚していたのであった。

さらに、GHQに勤務する参謀や局員らも、この時期におけるGSの優位性を認めていた。GSにとって最大のライバル関係にあった参謀第二部（GⅡ）部長のチャールズ・ウィロビー（Charles A. Willoughby）も、「1948年ころまでは、マッカーサー元帥はGSの報告にかなり忠実だったし、その打ち出す政策に沿ってことをすすめてきた。正直いって、その当時のGⅡは明らかにGSより弱かった」<sup>43</sup>と認めているほどであった。

このように、GSは「マッカーサー・ホイットニー」ラインにより、GHQ内で他部署に対する「相対的優位性」を維持しており、日本の中道政権を全面的に支持する旨を伝達するとともに、政権運営に対してGHQ側から批判的な働きかけがあった場合、これを掣肘していくことを約束していた。中道政権は、GSの庇護の下、政権運営にあたっていたのである。

片山政権下の1947年秋、本格化していた全国巡幸に対し、国内からも批判的な声があがるようになっていた。前述したように、『真相』の「天皇は箒である」問題は国会でも取りあげられ、このほか、社会党や共産党の革新政党出身の議員を中心に、巡幸の経費や旅程に関係する問題をはじめ皇族費の不透明な支出、宮内官僚の特別扱いの廃止など、宮中への批判的な意見が相次いで公言される状況であった<sup>44</sup>。

また、同時期、戦犯裁判で逮捕され巣鴨プリズンに収容中の政治家や軍人のなかにも、巡幸時に



おける天皇の姿を新聞報道などで知り、戦前までの威厳を損なうかのような天皇の言動に批判的な感情を抱く者が続出していた。このなかには、元内務大臣の安倍源基や元内大臣の木戸幸一も含まれており、彼らは一様に神格性を廃して民衆との距離を縮めようとする天皇や側近の姿勢につき、「国体の精華」を損ない、「時流に迎合」した行為と受けとめていた<sup>45</sup>。

国内で政治家や旧軍人から巡幸への批判が叫ばれ、議会でも取りあげられるほどの政治問題へと発展していたように、巡幸をめぐる同様の問題点は、GHQ側でも把握するところとなっていた。

1947年10月に実施された長野行幸について、長野軍政部が事前の8月にGSへ提出した月間報告のなかで、国庫や長野県の特別予算から行幸のための多額の関係費用が計上、支出されることを指摘し、このような行幸費用に対して、地方の民衆や新聞から批判の声があがっている事実を伝えていた<sup>46</sup>。さらに、この問題を文書化したGSのガイ・スウォープ (Guy Swope) 政務課長は<sup>47</sup>、同年10月末から11月初旬にかけての富山県行幸の際に宮内府の役人が若い青少年らへ日の丸国旗を配布し、GHQからの指令によって禁止されている国旗掲揚を行わせたとも指摘した。

GSはこれらの問題を重視し、宮内府に対して説明を求めたため、宮内府から加藤進宮内府次長や黒田実事務官が弁明のためGHQに赴き、経緯や事情を説明した。GS側は、地方の費用支出について宮中側の責任を回避しようとする加藤や黒田の説明に納得せず、さらに、11月後半に予定されている中国地方への巡幸について、費用計画のリストを提出するよう命じるとともに、この巡幸にGS局員の随伴を認めるよう要求した<sup>48</sup>。この結果、1947年11月26日から12月12日の日程でおこなわれた中国地方への巡幸にGS局員が同行し、天皇一行の動向を監視することになった。

そして、GSからの「お目付け役」が同行した中国巡幸の際にも、地方自治体や民間企業からの関係費用の支出、大勢の供奉員たちの豪華な食事、日の丸掲揚 (兵庫県) など、GS側の問題視する出来事が頻発してしまうのであった<sup>49</sup>。監視役として中国巡幸に同行したGS局員のポール・ケント (Paul Kent) は、日の丸掲揚事件につき、帰京途上の列車内で加藤宮内府次長を呼び、翌日までにこの件に関する報告書の提出と説明を求めたが、翌日にGSのオフィスに現れた加藤は、「日の丸を振った兵庫県は天皇の立ち寄る巡幸地ではなく注意していなかった、また、宮内府には費用支出について地方自治体に命令する権限はない」と弁明し<sup>50</sup>、GS局員の不信感を増幅させることとなった。

巡幸に際して生じた種々の問題を把握したGSは、1948年1月12日付で過去における巡幸の問題点をまとめた公式覚書「天皇の視察旅行に要した費用」を作成した。スウォープ政務課長の執筆による覚書の冒頭では、「皇室の活動には問題とすべき、望ましからざるさまざまな要素のあることが判明した」<sup>51</sup>と述べられ、以下、費用支出面での問題点を具体的な数値をあげながら説明している。そして、批判の矛先は、まず、宮内府職員に向けられ、「自分たちの目的達成を図るための手段として、また、自分たちの慰みと楽しみを得る手段として天皇の視察旅行を利用しているものと考えざるをえない」と、非常に厳しい論調で非難している。

さらに、GSによる批判の矛先は天皇にも向けられ、改修、補修された道路や関係施設を視察す

るだけの天皇の行動は、「無意味な笑いぐさ」「一種の用意された見せ物、つまり、『陳列窓の飾り』を次々と見せられている」だけであり、「天皇が視察旅行から得たであろういかなる観念も、虚偽的かつ欺瞞的なものであるとしか考えられない」と指摘している。そして、巡幸の問題点を指摘してきた覚書の後半には、「将来の視察旅行のさいの天皇随行団の規模をかなりの程度縮小するよう指示すべきである」という改善点が明記されている。

以上、GS内部では、巡幸への監視や報告書の情報を通じて、宮中側が私利私欲のために巡幸を利用しているにすぎないとみなすようになり、同時に天皇や側近らの行動についても不信感を募らせ、巡幸の規模縮小と問題点の改善を求めていくのであった。

また、GS局員らが巡幸について問題視したのは、費用支出や供奉員の態度、日の丸掲揚といった目にみえる点だけではなかった。いわば、それらは枝葉の問題であり、根幹の問題として、戦後の天皇制の方向性、とくに、天皇と民衆との関係につき、表面化してきた現象を危惧していたのであった。

前出の公式覚書「天皇の視察旅行に要した費用」(1948.1.12)では、「皇室の役割は、当然ながら天皇と日本国民とをより密接に結びつけることであり、天皇の地位を高めることを目論む傲慢な態度については、総司令部はきわめて不快の念をもって見る」<sup>52</sup>と記されている。この文章の前半部分を見ると、「天皇と日本国民とを密接に結びつける」行動である巡幸に、GSは賛同しているように読みとれる。しかし、ここでGSの指摘する趣旨は、「天皇の地位を高めることを目論む傲慢な態度」に集約されていると理解すべきであろう。

「天皇と日本国民を密接に結びつけること」と「天皇の地位を高めること」は、一見、同じ課題のように思える。しかし、GHQの占領政策の目的が日本の非軍国主義化、民主化であることを考慮すると、GSは巡幸でみられる天皇と国民との関係を、戦前までの「絶対的な現人神」と「献身的に盲従する臣民」という関係の再現と認識していき、両者の関係を対等なヨコの関係ではなく、君臣というタテの関係、すなわち「天皇の地位を高めること」にはかならないとみなしていたといえよう。

GSが巡幸での天皇と民衆の関係をどうみていたかについては、公式覚書「天皇の視察旅行に要した費用」(1948.1.12)に先立ち、同じくスウォープ政務課長によって作成された「天皇行幸とそれに伴う費用」(1947.12.12:GS局長宛)から、彼らの懸念していた問題をより直截にうかがうことができる。この文書では、巡幸の費用問題を指摘した後に、「民衆が天皇の地位の変化に気づいていないというわけではないが」「天皇は日本において大きな権力を残しており、それは、日本人にとって、天皇が神であるということである」と記されている。そして、「天皇の支配力は生き続け、息づき続け、繁栄して」おり、宮内府の役人など、天皇の近くにいる者たちは、「人々の心情や気持ちにおける天皇を強化させるため、よく考えられた計画に従事している」と<sup>53</sup>、日本の反動勢力による復古的な行動を警戒するのであった。

この点に関連し、宮中の側近らは、地方自治体側へ巡幸費用の簡素節約を説いても自発的に関係

予算を計上し、また、天皇や供奉員の立寄所や宿泊所の修繕も、自治体側で勝手に修繕してしまうのだと弁明している<sup>54</sup>。

側近らの弁明は虚言ではなく、巡幸先の自治体は、天皇を迎えるため官民総出で盛大な行事とうけとめる傾向にあった。スウォープの指摘するように、敗戦直後の地方官民にとっての天皇とは、象徴天皇という親近感を抱かせる新しい君主として認識されていきつつも、やはり「現人神」という崇敬対象の側面を残していたといえよう。また、戦前の行幸について回想した座談会の席で、司会者が「府県庁にとって、行幸を受けるということは大事業であって、知事以下全職員の心構えも、通常の行政に当たるのとはまったく異なっていたようです」<sup>55</sup>と述べており、このような戦前までの天皇観や国体観念が戦後のある時期まで引き継がれていたと考えられる。

そのため、民衆は「象徴天皇」という国制上の地位の変化とは無関係に、国内外の政治舞台で争点となっている戦争責任問題と切り離して、天皇を熱烈に歓迎し崇めるという姿勢をとり続けたのであった<sup>56</sup>。

このような巡幸をめぐる光景を目の当たりにしたGSでは、天皇一行を迎える地方官民の熱狂的ともいえる歓迎姿勢につき、国家神道下での国家権力への盲目的な献身を想起し、憲法が改正されたにもかかわらず、新たな形で皇室による民衆支配が形成されようとしているととらえ、このような社会状況を恐れていたのであった<sup>57</sup>。しかも、このような戦前への「回帰行動」を率先して実行しているのが、天皇自身とその周囲にいる側近だとすれば、GS局員は、宮中側への対応として、天皇をめぐる複雑な情勢がつづくなかで、天皇の身の安全を保証しているマッカーサーの努力を顧みない、不誠実な行動と受けとるようになっていた。

そして、巡幸時の諸問題を扱ったスウォープ政務課長やケーデイス次長らGS幹部は、日本の民主化に逆行するような天皇や宮内府の動向について、宮内府首脳の変更という手法で対処しようと試みるのであった。GSによる宮中改革の直接的な対象は宮内府の役人に向けられていくのだが、忘れてならないのは、GS局員が暗に天皇をも批判していたことである。

もちろん、ホイットニー局長以下、GS局員はマッカーサーの占領統治の方針を熟知しており、天皇個人や天皇制を危機に陥れるような言動に十分留意し、露骨な天皇批判を控えていた。しかし、巡幸時の問題を含め、マッカーサーの占領統治に弊害をもたらすような天皇の言動に対して、GSもこれを黙視できなかった。GSの天皇への批判的な視線については宮中側も察知しており、「マッカーサー元帥は天皇に対して『好意的』な態度を示しているが、民政局は『好意的でない』」<sup>58</sup>と感じていた。天皇とマッカーサーの「トップ」同士は、会見によって巡幸の実施を相互に確認しあっていたものの、彼らの部下である宮中の側近とGS局員の間では、激しい暗闘を繰り広げていたのである。

1947年12月19日、GSはホイットニー局長名で「1947年5月3日附政令第五号に関する件」という覚書を政府（内閣官房長官宛）に発した。覚書はわずか2条からなり、1条で宮内府の職務が国事行為をおこなう天皇を補佐すること、皇室財産は国庫に移り、その予算も議会での承認を要す

ることを述べ、2条では、宮内府の性格が従来とは「根本的変革」を生じたため、新憲法や新たな宮内府法に合致するよう政令第五号（宮内府施行令）の改正を要すると指摘した後、文書の締め、「〔上記の〕改正は宮内府の内部機構及び運営を総理大臣の所轄の一機関として新しい地位に合致せしむる様措置することを目的とする」と記されている<sup>59</sup>。

GS覚書の要点は、最後に記された「宮内府の内部機構及運営」を首相管轄の機関として位置づけることにあった。皇室や宮中にかかわる事務機能を議院内閣の管理下におくという趣旨のもと、GSは、巡幸をめぐる一連の問題をふまえ、宮内府に攻撃の焦点を定め組織の縮小や人員の削減を試みようとしていた<sup>60</sup>。そして、宮内府の人員削減の骨子は、事務を統括する側近首脳の更迭へと収斂されていく。

1948年2月3日、前年末にGSから日本政府宛に発せられた「1947年5月3日附政令第五号に関する件」にもとづき、片山内閣は「宮内府機構改正に関する件」を閣議決定した<sup>61</sup>。「宮内府機構改正に関する件」では、まず、宮内府の行政機構上の立場について、「他の総理庁外局と同様に、総理大臣の管理に属する官庁」と明確に位置づけた。そして、つぎに、宮内府の役人について、以下のような方針が示された。

新憲法に基づく天皇の地位について正しい認識を有する人物を首脳部に据えることによって、宮内府の一部に残存すると思われる旧来の考え方の一掃を図る。<sup>62</sup>

ここで、明確に宮内府首脳更迭の方針が示されたのである。GSからの指示をうけての決定と明記されていることから、宮内府首脳更迭の要因が、巡幸の問題で明らかとなった「旧来の考え方」にもとづく天皇や側近の言動にあり、側近首脳を「新憲法に基づく天皇の地位について正しい認識を有する人物」に代えることにより、「象徴天皇制」を正しく運用させようという意図がこめられていた。

なお、閣議決定された「宮内府機構改正に関する件」は、内閣官房長官名で宮内府長官に宛てて送付され、天皇や側近の知るところとなった。ただし、宮中側では政府からの宮中改革の要求に困惑するのであった<sup>63</sup>。なぜなら、天皇や側近はGSによる片山内閣への通達とは異なる情報に接していたからである。

1947年秋から1948年初頭にかけて、国内外の有力者や政府機関から巡幸に反対の声があがっており、天皇や側近は、寺崎英成宮内省御用掛の交渉ルートを介し、GHQ上層部の見解を探っていた。寺崎がもたらした情報では、マッカーサーをはじめ、副官のローレンス・バンカー（Lawrence Bunker）も巡幸や天皇の行動に異を唱えなかったため<sup>64</sup>、かえって、GSやその意思にもとづく片山政権の巡幸反対の姿勢を不可解にとらえていたのである。

片山内閣が「宮内府機構改正に関する件」を閣議決定した2月3日、天皇は拝謁した寺崎に対し、「2つの権力の所在では物事をうまく処理できない、家庭では愛情で2つが結びついているから」<sup>65</sup>と語った。天皇のいう「2つの権力」とは、GHQと日本政府（もしくは宮中）をさすのか、GHQ内部のタカ派（GⅡなど）とハト派（GSなど）をさすのか、判然としないが、少なくとも、

GHQによる宮中改革、なかでも巡幸に対する混乱をさしての発言であることは確かであろう。天皇は、自分とマッカーサーとの「トップ会談」で確認し合ったはずの巡幸に、日本政府やGHQの内部から反対の声があがっていることにいらだっていたのである。

側近首脳更迭を閣議決定した片山内閣であったが、それからわずか1週間余り後の2月10日、連立政権内部の対立がもとで総辞職を迎えてしまう<sup>66</sup>。しかし、かりに、片山内閣がその後しばらく延命していたとしても、この内閣に側近首脳更迭という一大事業を成し遂げる力があつたかどうか疑わしいところである。その理由として、第一に、片山首相の指導力不足を、第二に、その片山の率いる第一党社会党の天皇観や皇室を利用した政権運営といった側面を指摘することができる。

第一の片山の指導力不足の点については、さまざまな研究者も指摘するところであり<sup>67</sup>、さらに、天皇も片山との面識の浅さを気につけ、政権運営への不安感を抱いていた<sup>68</sup>。閣僚間の意見調整や首相としての政治決断を下す能力に欠けていた片山の指導力では、後継の芦田が体験したような天皇、側近首脳との激しい交渉に耐えることは困難であったと推察される。

そして、首相としての片山の力量と同様、当時の社会党や社会党から入閣した閣僚も、政権基盤の脆弱性を補うために皇室の権威にすがろうとしており、側近首脳更迭を遂行していく実行力を備えていなかったように思われる。社会党の戦後構想につき、実質的な国民政権のもと、天皇の機能を欧州流の「象徴」的な君主に限定させようと主張していた点を指摘する声もあるが<sup>69</sup>、政権政党として天皇制をどのように処理していくのかといった実行面になると、はなはだ頼りなかつたといわざるをえない。

本稿との関係でいえば、GSが巡幸時の派手な演出や供奉員の言動、費用の問題などを理由に巡幸を批判し、それが宮内府改革や側近首脳更迭という要求につながっていったことは、これまで詳述してきたとおりである。ところが、そもそも、巡幸の規模が拡大し、さまざま問題が起ころはじめた1947年の巡幸は、片山政権時代に実施されていたことを忘れてはならない。

富永望氏は、片山内閣（とくに社会党）による積極的な巡幸利用の実態につき、党出身閣僚による関西や東北、北陸巡幸への随同行の事実から、その政治的背景を分析しながら論じている<sup>70</sup>。片山もGSが巡幸を問題視する以前は、議会でその答弁において、「天皇が国民のなかに飛び込み、苦楽をともにするような状況に国民も喜び、感激している」と、巡幸の意義を肯定的に評価していた<sup>71</sup>。

巡幸への関与という点に限れば、片山内閣は前任の幣原、第1次吉田内閣といった保守系内閣以上に積極的であった<sup>72</sup>。初期の巡幸を取りしきった大金侍従長も、後年、片山内閣時代の閣僚とは言明しないものの、巡幸に随行する国務大臣の姿勢につき、「自己の郷里乃至選挙区のみを眼中に置いたのでなければ幸ひである」<sup>73</sup>という、皮肉をこめた回想を残している。

巡幸と片山政権との関係については、社会党による政権基盤強化のための皇室利用という側面とともに、やはり、戦前期を生きてきた者に共通する天皇観という要素も無視できないであろう。第1次吉田内閣に農相として入閣した後、片山内閣でも経済安定本部総務長官として再入閣した和田博雄は、1946年8月14日の天皇と閣僚との賜茶会に参加した際、敗戦から1年が経過したことを

白村江の戦い後の天智天皇の努力になぞらえながら説明した天皇の姿に感動し、「僕は何かしら眼がしらの熱くなるのを憶へた」<sup>74</sup>と、日記に書きとめている。後に社会党に入党する和田も、天皇を前にすると涙がこみあげてくるのを抑えられなかったのである。

このように、片山内閣の閣僚はいまだ天皇への「忠誠心」や「崇拜」の念を失っていなかったのであり、天皇の意向に反して側近首脳の更迭を断行できたどうかは疑わしいところである。

じつは、片山内閣はGSから指示をうける以前、1947年夏頃に側近更迭を中心とした宮内府改革案を協議していたことがあった。1947年9月2日と3日、天皇は拝謁した木下道雄（宮内省御用掛）に対して片山首相への伝達事項を列挙し、そのなかには、「片山の宮内府人事改革意見に付て」という項目も含まれていた。これによると、片山内閣は、1947年6月1日の組閣後、遅くとも8月末までの時点で宮内府改革について検討しており<sup>75</sup>、その案件は天皇の耳にまで達していたことになる。

この時点では、GSも巡幸の諸問題を認識する以前の段階であり、GS側から宮内府改革や側近更迭の強い指示があったという記録も見いだせない。片山内閣が新憲法施行による「象徴天皇制」のスタートにあわせ、宮内省から宮内府へと衣替えした組織に見合う形での人事異動を漠然と考慮していたのかもしれない。

なお、天皇は片山首相への伝達を命じた「片山の宮内府人事改革意見に付て」、以下のように自身の見解を述べている。

- ①片山は私の革新思想を松平長官と大金侍従長が阻止していると思っているらしいが、大金も革新派であり、ただ急進的にやらないだけである
- ②天皇側近の人事異動には私の同意が必要であるが、私と首相の間で意見の齟齬が生じた場合に大変なこととなる、よって、往時の内大臣のような意見調整役が必要ではないか
- ③宮内府改革に否定的な者は宮内府内部におり、彼らを解雇すると宮中を恨むものが出てくるので、振り子の原理のように漸進的に実施すべきだと思う
- ④皇室のことはイギリスから学ぶ点が多いと思うのだが、イギリスでは侍従長は恒常職として実権を握っており、長官は政治面を担当しているため首相が任免している。しかし、日本とイギリスとでは国情が異なるので、側近の改革についていろいろと考慮すべきである<sup>76</sup>

以上、4点にわたる天皇の意見を要約すると、片山首相が検討している宮内府の整理縮小や側近首脳の人事異動（松平宮内府長官と大金侍従長を対象とする人事であろう）といった改革案につき、性急な宮中改革だととらえ反対の意を表している。また、側近首脳の人事権は天皇の同意を必要としていることを確認し、天皇と首相との間に内大臣のような調整役を置くべきだとも主張している。つまり、天皇は新憲法の施行によって「象徴天皇制」へと君主形態が根本的に変化したにもかかわらず、宮中のことに関しては明治憲法体制下のような独立性を維持しようと考えていたと判断できる。

片山政権による宮中改革案に異を唱えた天皇の見解は、木下を介して片山首相に伝えられたはず

である。その後、GSによる1947年12月19日付の宮中改革案が通達されるまで、片山内閣がこの問題をどう処理していたか不明である。しかし、政策実行力に乏しい片山内閣では、天皇の異論を押し切ってまで宮内府改革を実現しようという意志はなかったであろう。

この点につき、駐日カナダ代表部首席を務めていたノーマンは、これよりしばらく後、ケーデイスGS次長との会談を通じ、「片山内閣はこの問題〔宮内府改革〕を回避」<sup>77</sup>していたと指摘している。GSやノーマンのような民主化路線を推進するGHQ関係者からみて、片山内閣は、組閣前の期待感とは裏腹に、やはり政治の実行力に乏しい政権とみなされていたといえよう。

こうして、GSから通達された宮中改革は、片山内閣の総辞職という政変により実行されることはなかった。天皇や側近らは、一時の安堵感を覚えたことであろう。しかし、片山内閣の後継には、同内閣で外相を務めた民主党総裁の芦田均が自由党吉田茂との首班指名選挙を制して選出され、宮中改革問題も大きく展開していくこととなる。

### 3. 側近首脳更迭をめぐる攻防

#### (1) 芦田首相による側近首脳更迭への着手

片山内閣は、閣議決定した宮内府機構改革を実行できないまま、内閣総辞職にいたった。後継首班の座をめぐり、衆議院第二党の自由党を率いる吉田茂を推す声が政界、世論の間からあがっていたが、中道政権の継続を望むGSの強い支援をうけ、民主党総裁の芦田均が首相に就き、1948年3月10日、社会党、国民協同党との連立政権を維持させた芦田内閣が成立した。

芦田は、片山内閣総辞職後、ホイットニー局長やケーデイス次長をはじめ、GS幹部と頻繁に連絡をとりあい、その支持を確認していた。このうち、2月24日、芦田はマッカーサーを訪問して40分間話し合ったうえ、GSのホイットニーのもとを訪ね、ケーデイス同伴で会談している。会見内容は、『芦田均日記』の同日条には何も記されておらず、会見「要領」も日記編集の際に見つからなかったとのことである<sup>78</sup>。

しかし、この日の会談内容ではないかと推察される記録が、『芦田均日記』第7巻所収の関連文書のなかに残されていた。首相秘書官を務めた漆野隆三郎が後年、下河辺三史（芦田の女婿）に宛てた書簡のなかで、マッカーサーが芦田を呼び、「陛下のお側そばの者の在り方を、もっと民主的にして、ソ聯からの攻撃目標を外はずそう」と語り、「侍従関係者を一部入替えようと言うことになった」<sup>79</sup>という事実を伝えている。

この書簡の内容と芦田がマッカーサーと会見した日を『芦田日記』から探ると、1948年2月24日ではないかと推定される。芦田はマッカーサーとの会見後、GSのオフィスでホイットニー、ケーデイスとも会談しているため、当然、この側近更迭の件も共有されているはずである。

芦田の残した記録から、側近首脳更迭の指示はGSから発せられたものでなく、GHQトップのマッカーサーの口から直接伝達されていたことが明らかとなった。すでに、マッカーサーは1947

年6月4日の芦田外相との会見時、「日本人の内にもスキップの真意を理解せずして、その方針に沿わない言動を為すものがある」と述べ、自身の占領統治の方針につき、「自分の方針は天皇の地位を擁護し、日本の健全な発達を念願する以外に何もものない」<sup>80</sup>と語っていた。

この発言の直前、マッカーサーは前任の幣原、吉田内閣の姿勢が民衆に受け入れられなかったと述べていることから、「スキップの真意を理解」しない者たちは、幣原、吉田の保守系政権を含んだ発言であることは容易に察しがつく。前述のように、吉田は不敬罪復活にむけた政治工作をおこない、マッカーサー宛に書簡も送っている。さらに、1947年秋の巡幸時の問題をふくめ、日本の保守勢力による復古的な言動は、マッカーサーからすれば天皇制を擁護していくという自身の方針に逆行する行為と受けとられたのであろう。

マッカーサーは、日本の民主化とキリスト教化を占領統治にむけたイデオロギーとし、国家神道の廃止や天皇の神格性という虚構の破碎を最優先すべき課題としてきた<sup>81</sup>。よって、マッカーサーは、「天皇を神とみな」し絶対君主として崇める「神人融合の政治形態」を解体し、「議会が国家権力の最高機関と」なる民主的な政治形態への変革を日本側に求め<sup>82</sup>、新憲法の草案を提示したのであった。

1946年10月、マッカーサーが天皇の望む巡幸再開の意思を尊重し、これを許可したことは確かである。しかし、1947年秋に表面化してきた巡幸をめぐる諸問題は、マッカーサーから自身の認めた許容範囲を逸脱する行為であるどころか、戦前までの「虚構」の再構築を想起させる所作として受けとられたに相違ない。そのため、マッカーサーはこの問題を取り扱うGSとともに、中道政権に対して宮中改革の断行を求めたのである。

宮中改革を求めるマッカーサーやGSの意思を確認した芦田首相は、組閣当日、皇居に参内して組閣完了の報告をおこなった。拝謁時、天皇は共産党への対処や社会党左派からの入閣（加藤勘十、野溝勝）の影響について説明を求めた後、「宮内省〔府〕に対してもG・H・Qの意見は統一がないように思ふ」<sup>83</sup>と、GHQへの批判的な意見を述べた。

天皇の語るGHQの意見不統一とは、巡幸への是非論をはじめ宮中問題をめぐるGHQ内部の見解の対立をさしており、天皇の耳に届けられた情報から、上層部やG IIといった保守派とGSに代表されるニューディール派との対立を想定した発言であった。天皇は、マッカーサーやバンカー副官ら上層部が認めている巡幸を、なぜGSが批判しているのか、GHQ内部の複雑な事情を知悉していなかったため、このような疑問が湧いてきたのであろう。

芦田首相は、天皇によるGHQの宮中認識への批判的見解に対し、ホイットニーの意見を引用しながら、つぎのように語った。

MacArthur 以下天皇を護持する考へに一致してゐるが、最近再び外国で天皇制の問題が起り、国内でも地方行幸の機会に投書が山の如くG・H・Qに集ることから考へて天皇制を危くするのは宮内官吏である<sup>84</sup>

芦田の発言により、天皇はホイットニーを中心とするGSが巡幸を問題視し、宮内府の側近を批



判している状況を改めて知ることとなった。さらに、芦田は「宮内府職制の問題は別の機会に言上すべき旨を奉答し」<sup>85</sup>、人事をふくめた宮中改革に乗り出す覚悟を伝達した。天皇に対して宮中改革を「宣告」した芦田は、これ以降、宮中改革の実行にとりかかり、天皇や側近、保守系政治家らとの暗闘を繰り広げていくこととなる。

組閣から2日後の3月12日、芦田首相は片山前首相と事務の引き継ぎをおこなった。その席で、片山は10日の天皇への拝謁時に、「長官と侍従長は自分の秘書であるから自分の信頼する者を任用したいと思ふが、何とかG・H・Qでも認めてくれないだろうか」<sup>86</sup>という天皇の希望を伝えられていた事実を芦田に語った。天皇は、芦田と宮内府改革に関する件を話し合った前後に、片山に対しても自身の主張を伝えていたのであった。芦田は、片山に組閣報告時の天皇との会話のほか、宮中改革に関するホイットニーの談話などを伝え、その場で宮内府長官の適任者につき照会した。片山は、東京大学英文学教授を退官した斎藤勇の名前をあげたが<sup>87</sup>、芦田にとって側近首脳に足る適任者と認定されなかったようである。

3月17日、芦田首相はGHQに出向き、マッカーサー、ホイットニーと会談した。この時のマッカーサーとの会談内容を記録したと思われる文書が、GS文書に残されている。芦田のマッカーサー訪問の趣旨は、三党連立政権の維持にあたって支持してくれたことへの敬意表明と、新内閣の基本政策を伝達し引き続き支援を依頼することにあつた。そして、両者は宮中改革の必要性についても意見を交わしており、芦田は以下のような意見を述べている。

天皇に仕える宮中の役人が天皇の意思に反した行動をとり、多方面からの批判があることに私も気づいています。この国の民主化に向けた動きに適合すべく、できるだけ早くこのような状況を修復していくための措置をとっていきます。この点につきましては、最近、拝謁した時に、天皇もこの事柄における同様の意見を表明したということをお言ひしておきます。<sup>88</sup>

芦田の発言のなかで注目すべきは、天皇も宮中改革に同調していると語っている点である。つまり、芦田は、この時点で天皇が宮中改革を支持してくれていると認識していたのである。そのため、芦田は、GHQトップのマッカーサーと、宮中にいる天皇の二人から支持されている宮中改革を容易に実行できるものと考えていたはずである。ところが、宮中改革に着手した芦田は、しばらく後に側近首脳の変更を反対する勢力の中心が天皇であることを知り、苦悩することとなる。

マッカーサーやホイットニーから宮中改革に対する支援を確認した芦田は、3月20日付で宮内府の人員削減と機構整理を目的とする「宮内府法施行令の一部を改正する件」の閣議開催を求め、4月30日には、閣議決定を経た同案件が政令として公布されるにいたつた<sup>89</sup>。これは、前年末のホイットニー名による宮内府改革の要求にもとづく措置であり、実行に移すことができなかった片山内閣の閣議決定「宮内府機構改正に関する件」を引き継ぐ政策でもあつた。

芦田は、「宮内府法施行令の一部を改正する件」を閣議にはかるにあたり、「現下の状況にかんがみ、かつ連合軍総司令部より昨年十二月一九日附覚書の次第もあり、宮内府の人員及び機構を縮小する必要があるからである」<sup>90</sup>という理由書を添えていた。

芦田は、宮内府の機構改革と並行して側近首脳更迭もすすめていった。宮中改革を推進していく芦田の行動に危機感を抱いた松平慶民宮内府長官は、芦田を訪ね、側近首脳にすえる人物のいないこと、侍従次長の鈴木一を残すこと、側近歴の長い松平康昌（式部頭）の処遇などについて協議した<sup>91</sup>。

芦田の日記に記載された内容なので、この情報は芦田からみた松平長官との会見の概要をまとめたものである。ただし、この前後における松平長官をはじめとする宮中側の言動から推測するに、この日の会談で、松平は宮内府の人事異動に消極的な意思を示していたはずである。

まず、側近首脳にふさわしい人物がいないという点は、天皇の信頼に足る人物でなければ宮内府長官や侍従長に推薦できないという意味であり、現職の鈴木一侍従次長や松平康昌の残留、処遇についても、彼らを側近に残すことにより、人事異動の「被害」を最小限に食い止めたいという意図が読みとれる<sup>92</sup>。松平は、芦田を牽制し、天皇や側近らの首肯できる範囲での人事異動にとどめようとしていたものと思われる。

その後、芦田は、松平慶民に代わる宮内府長官後任候補として、第1次吉田内閣で憲法担当の国務相を務め、1948年2月25日に発足したばかりの国立国会図書館初代館長に就いていた金森徳次郎を選定し、本人に就任を要請した。金森は、芦田からの要請に、「両院の空気が円満に治まるなら自信はないが宮内府長官を受けよう」<sup>93</sup>と返答し、前向きな姿勢を示した。そのため、芦田は、天皇や松平長官、GHQと相談したうえ、衆参両院議長からの了承をえて人事案を決定しようとした。

数日後の4月2日、松平長官と加藤進宮内府次長が芦田を訪ねてきて、芦田から金森の長官人事案を提示した。これに対し、松平は東宮御学問参与を務めていた小泉信三（前慶應義塾大学塾長）を後任候補して考慮している旨を伝えたが、芦田の意見に「では仕方がない」と答えた。同日夜、夕食に招待していたGS幹部との会食の席で、芦田はケーディス次長にも金森後任案を伝達している<sup>94</sup>。

ここまでの経過において、芦田首相は、宮内府改革が順調にすすんでいると感じていたことであろう。しかしながら、芦田が宮内府長官の人事案をまとめ、本格的な側近首脳更迭に乗り出してきた事態をうけ、天皇や松平長官、加藤次長ら側近首脳は、猛烈な反撃にでてくるのであった。

## (2) 宮内府長官更迭までの経緯と芦田首相の決意

1948年4月5日、ケーディスGS次長が芦田首相を訪ねて種々懇談したなかで、数日前に話し合った宮内府長官後任人事の件につき、吉田茂がマッカーサーに親展書を送り、「松平慶民を宮内府長官より去らしむ可らずと言つて来た」<sup>95</sup>ことを伝えた。ケーディスは芦田の意中の人物である金森徳次郎に同意であることを付言しつつ、芦田に注意を促した。松平長官更迭の件は局外者であるはずの吉田茂へ伝わっていただけでなく、更迭阻止にむけた反対工作まで展開されていたのである。

さらに、同月7日、芦田は閣議後に皇居へ参内し天皇に拝謁した。この日、天皇は38.4℃の高熱を発していたにもかかわらず、寝衣のうえにガウンを羽織って芦田の政務報告を聴取した。芦田は、

宮内府職制の改革と、長官、侍従長の更迭の不可欠な旨を言上し、長官に金森、侍従長に鈴木一侍従次長の昇任案を提案したところ、天皇は、ひとまずこれを承認した<sup>96</sup>。

ところが、それに続けて天皇は、「政変の変る毎に宮内府の長官が交替するのは面白くないと思ふ」「現在の長官、侍従長共によく気が合ふので」と発言し、暗に今回の側近首脳更迭に反対である意を含ませた。これに対し、芦田が、宮内府が政治に影響されないためにも金森のような公平な人物を推薦したこと、側近首脳更迭は内外の情勢から考慮して皇室や日本のためになるという信条を語ったところ、天皇は納得した様子であった<sup>97</sup>。

芦田は、天皇の発言を好意的に解釈し、側近首脳の変更を理解を示してくれていると受けとっている。しかしながら、天皇周辺の保守勢力は芦田への包囲網を築き、さらなる抵抗をみせていく。天皇との会見の翌日、4月8日に芦田が松岡駒吉衆議院議長、松平恒雄参議院議長と金森を宮内府長官にすえる人事案を協議したところ、松平はこれに強く反対した。松平恒雄の反対論につき、芦田は、先日の吉田茂からマッカーサー宛書面による反対意見との関連性を疑い、「余り民主的ではない」<sup>98</sup>と感じるのであった。

ようやく、芦田も側近首脳更迭に対する保守勢力からの抵抗を認識するようになった。芦田の推察するように、側近首脳の変更に対する吉田茂と松平恒雄は以前から気脈を通じており、吉田の義父で元内大臣の牧野伸顕とも連絡をとりあいながら、GHQからの宮中改革要請と天皇の望む側近体制との折り合いをつけるべく奔走していた<sup>99</sup>。

芦田は、宮内府長官後任候補として考慮していた金森案が松平恒雄参議院議長の反対によって理解をえられなかったため、別の人物を選定せざるをえなくなった。そこで、芦田は4月13日に東京大学総長の南原繁と会い、宮内府長官への就任を要請したものの、南原は「学園に終始する決心です」<sup>100</sup>と答え、芦田の要請を断った。

さらに、同日、松平宮内府長官が芦田を訪ね、「お上は当分現状維持で行きたい御考へで、更迭を延期する訳に行かぬかと仰せられる」<sup>101</sup>と、側近首脳の変更に対する天皇の意思を伝達した。「聖意」を伝えられた芦田は困惑したであろうが、松平に対し、「それは宮中のために良くない、自分が悪者になります」と明確に返答し、南原繁のほかに考慮していた外務省同期入省の堀内謙介を長官の後任候補としてあげた。なお、松平は側近更迭に反対する天皇の意思を伝えた際、元内大臣の牧野伸顕も側近体制の現状維持を望む意見を奏上したとの情報も付け加えていた。松平の言動は、明らかに芦田に側近更迭の翻意を迫るためのものであったが、芦田は、側近更迭が皇室のためになるという決意を変えようとはしなかった。

宮中改革に対する芦田の決意を揺るぎないものとさせていた背景には、GSから支持の声が届けられていた。松平長官と会談した日の夜、芦田がGS局員のアルフレッド・ハッシー(Alfred Hussey:局長特別補佐官)を訪ねると、ハッシーは皇室経費の公私混合ぶりについて指摘し、宮中改革がGHQの意向であることを日本の民衆に宣伝されることは困るが、経費支出の不明朗な点など、現在の宮内府の体制を「是非とも整理しなければならぬ」<sup>102</sup>と、芦田の宮中改革を支援す

る言葉を伝えた。

また、ハッシーと会見した翌日の4月14日、芦田はケーディスGS次長と会い、堀内後任案に対するホイットニーの否定的な見解を聞かされたが、堀内が松平慶民と異なり平民出身者であり、これまで皇室とは無関係であった経歴、外交官出身で親米派であることなどを伝え<sup>103</sup>、自身の人事案につき理解を求めた。

ケーディスは、この日の芦田との会談内容を書面にまとめホイットニーGS局長に提出しており、そのなかで、芦田の宮内府長官更迭への理由や意気込みがより明確に示されている。まず、芦田は、宮内府を首相直属の機関と位置づけ、内閣による統制下に置くという目的を語った後で、松平長官を更迭する理由につき、以下のように述べた。

現在の宮内府は新たな憲法や皇室典範が制定されたにも関わらず、政府から独立して機能しており、宮廷華族や宮内省職員としての彼の長期にわたる宮中との関わりが原因で、松平〔慶民〕は宮中の徹底した再組織や省内職員の十分な縮小を実施することができなかった。また、〔皇室に〕敵意を抱く人々から天皇を保護する目的から、側近一部の連中による無礼で無茶な振る舞いが絶えず生み出されてきた。<sup>104</sup>

芦田は、新憲法の施行によって成立した「象徴天皇制」を機能させるためには、政府から独立した地位を保とうとしている宮内府の改革が不可欠と認識し、長く宮中に勤めてきた松平慶民では、それが達成できないと判断していたのである。さらに、GSも問題視してきた全国巡幸の際の側近の言動もふまえ、旧態依然たる宮中組織の改編を決意したのであった。

宮中改革への決意を述べた後、芦田は、以後にとるべき措置として、天皇の認証を要する宮内府長官と侍従長の更迭につき、マッカーサーの異存がなければ、天皇に更迭を進言して近日中に認証を実行するつもりであると語った。さらに、芦田は、「少なくとも今のところ、天皇に給仕する侍従長（大金伯爵〔ママ〕）も、儀式やレセプションなどを管理する宗秩寮総裁（松平〔康昌〕侯爵）も替えるつもりはない」<sup>105</sup>と、その他の要職者の処遇にも言及している。

芦田の後半の発言は興味深く検討を要する。ケーディスが書きとめた芦田の発言内容が正しければ、芦田の側近首脳更迭の趣旨は、組織を束ねる宮内府長官の松平慶民を更迭することに向けられており、侍従長の大金益次郎や長く側近に仕えてきた松平康昌の更迭を重視していなかったのである。このうち、松平康昌の処遇については、松平長官との協議のなかで側近職に留めおくことを確認しあっていた。

じつは、当時の側近体制は、侍従長の大金と宮内府次長の加藤が中心となって大臣官房や侍従職をまとめており<sup>106</sup>、巡幸についても、彼らの主導によって実施されていた。宮内府の組織を中心に改めようというのであれば、実務を束ねる大金や加藤を更迭するほうが効果的なのであるが、芦田は、そこまで宮中の実態を把握していなかった。そのため、組織の長官に座る松平慶民を更迭することに意識を集中させていたのである。

ちょうどこの頃、ケーディスとの会見内容をカナダ本国に宛てた E. H. ノーマンの記録にも、芦

田首相がGSから宮内府改革に着手するよう何度か督促されており、宮内府長官には皇室と関係のない人物をすえる必要があるということが記されている。そして、ノーマンは、宮内府改革の見通しにつき、「民政局は、芦田博士が約束どおりに近い将来、この問題を天皇に提起するかどうか注意深く見守っています」<sup>107</sup>と観察している。ノーマンが語るように、芦田はGSの支持と注視のなかで、宮内府の改革に臨んでいたのであった。

ケーディスとの会談後、芦田は堀内謙介を訪ねて宮内府長官への就任を依頼したものの、堀内はこれを固辞して受け入れなかった。なお、芦田は松平恒雄参議院議長にも堀内への説得を依頼しているが、これは明らかに逆効果であった。前述したように、松平は芦田に対して金森後任案に反対した経緯があり、また、吉田茂や牧野伸顕ら保守派の人々と側近首脳更迭への反対勢力を形成していた。松平が外交官の後輩にあたる堀内と接触しても、その内容は宮内府長官就任への拒絶を勧めたものであったとしても、就任を後押しするものではありえなかったであろう。実際、旧知の芦田から二度目の就任要請を受けた堀内は、「何としても辞退する」と、固辞している<sup>108</sup>。

堀内の辞退により、芦田は別の候補者を探さねばならなくなった。これで、金森徳次郎、南原繁、堀内謙介と、芦田が直接打診した候補者は、周囲の事情や本人の意思により、いずれも宮内府長官への就任を断ったことになる。堀内に断られた芦田は、次の候補者として堀内や安倍能成（学習院院長）から推薦された田島道治（大日本育英会会長、日本銀行参与）を選考し、すぐに田島を呼んで宮内府長官への就任を依頼している。田島は、「これは又意外の話、生れてから考へても見ない事」<sup>109</sup>と返答し、突然の要請に狼狽した様子であった。

ここで、宮内府長官後任人事に対する芦田の選考基準が明らかとなる。芦田は田島に宮内府長官就任を要請した際、田島から「新しき天皇の在り方について、又御退位の然るべきこと」<sup>110</sup>を聞いている。そして、天皇退位論については、南原繁、堀内謙介も同意見だと日記に書きとめている。

芦田は、金森徳次郎や宮中側から推薦された小泉信三を除き、南原、堀内、田島と、天皇退位論を主張している（少なくとも芦田がそう認識していた）人物を宮内府長官にすえようとしていたのである。また、田島のいう「新しき天皇の在り方」とは、新憲法下における「象徴天皇制」のことをさし、芦田自身もこの点の理解を深めていた。すなわち、芦田にとっての宮内府長官の更迭人事は、側近首脳の人事異動という範囲にとどまらず、新憲法のもとでの「象徴天皇制」を機能させるべく、旧体制の具現者である昭和天皇を退位させ、新しい天皇（皇室の中心が皇太子になるか摂政に就く者になるかという議論を別として）のもとで宮中、皇室を刷新していくという意図がこめられていたといえよう。

芦田から思いもよらぬ人事を打診された田島は、家族や友人らにその是非を相談し<sup>111</sup>、いったん辞退の旨を固めて、芦田にその意思を返答した。しかし、芦田も田島に拒否されると側近人事が完全に行き詰ることとなるため、目に涙をたたえながら、再考を「必死で頼」むのであった<sup>112</sup>。天皇や側近らの反発をうけてでも、側近首脳の更迭を貫徹しようとする芦田の覚悟は並々ならぬものであった。

田島は、芦田から再考を促された後も政官財界の知人に宮内府長官への就任の是非を相談し、徐々に就任を受け入れる気持ちに傾いていき、5月7日には、「愈々不得已受クルヨリ外ナク」<sup>113</sup>と、宮中入りの決心を固めるのであった。

この間も、天皇や側近首脳の抵抗は続いており、松平宮内府長官、加藤次長は天皇の意とする長官候補として、以前にも名前をあげた小泉信三を芦田に推薦し<sup>114</sup>、人事の主導権を容易に渡そうとしなかった。

結局、宮内府長官の後任は、5月10日に田島の正式な承諾の返答をもって決着し、同日、芦田が天皇へ田島を推薦し、天皇は田島と会ったうえで人事を承認すると返答した。なお、同席上、芦田が新憲法の趣旨から行政府の各大臣による定期的な政務報告につき困難となった旨を伝えたところ、天皇は、「それにしても芦田は直接に宮内府を監督する権限をもつてゐるから、時々来て話して呉れなくては」<sup>115</sup>と答え、戦前までと同様に首相の定期的な政務報告を求めるのであった。

宮内官僚の人事権掌握の希望とともに、国务大臣による政務報告を要求する天皇の姿勢は、「象徴天皇」として政治や社会の情勢に精通していたいという希望であったとしても、君主の地位に対する認識として、戦前までと同等の権能保持を求めるなど、新憲法による君主権の制限という基本理念に抵触するものであったといえよう。

宮内府長官更迭の件は、芦田が堀内や田島に就任を打診していた4月後半にはメディアなど外部にも漏れだし、新聞各紙で報道され、議会でも取りあげられるようになっていた。このうち、『読売新聞』では、「皇室の民主化へ／宮内府人事一新」という見出しのもと、宮内府職員のなかに「旧態依然として封建的色彩の強い官僚が残存しているのをこれを一掃」すべく、「松平宮内府長官以下旧宮内省官僚の人事一新」の要請のもと、芦田首相が準備推進中だと伝えている<sup>116</sup>。また、数日後の『朝日新聞』にも、「百六十二名を整理／宮内府改革降級者も出る」という見出しで、宮内府の機構改革や人員整理の概要を伝える記事が掲載されている<sup>117</sup>。

そして、メディアで報道された宮中改革に関する件は、議会でも取りあげられた。4月27日の参議院決算委員会の席上、小野哲（緑風会）が新聞の記事をもとに質問に立ち、宮内府改革は他の各省庁の行政整理とは別問題として取り扱うのかという点につき、政府の見解を求めている。これに対し、答弁に立った船田亨二（賠償庁長官・行政調査部総裁を務める国务大臣）は、宮内府改革は国家行政組織法など他の省庁の整理と関連するものではなく、「宮内府の特殊事情に基きまして、一応切り離してああいふ案が立てられた次第であります」<sup>118</sup>と、宮中改革の独自性を主張した。

また、芦田首相も5月19日に開かれた国家行政組織法案を審議する参議院決算委員会の席で、官僚制度改正の趣旨について、戦後の官僚制度を国家に奉仕するという新たな考え方のもとに実行することになっていると説明し、宮内府がどう処理されるのかという質問には、「宮内府は将来宮内庁となります」と答えている<sup>119</sup>。

芦田は、この質疑応答の後、別の質問への答弁のなかで政府による行政組織改正の趣旨につき、行政機能上、政府による各省庁部局への権限を強化したいという意見を述べている。これらの国会

答弁からも、芦田や政府の意図する宮中改革の趣旨が、宮中を政府の管理下におくという点にあったと再認識できる。

### (3) 侍従長更迭と天皇・側近の抵抗

こうして、芦田内閣による宮中改革の情報は、世間にまで知れ渡ることとなった。そして、側近首脳更迭については、さらなる動きが生じようとしていた。田島道治の宮内府長官就任は内定したわけであるが、田島は自身の宮内府長官就任にあたり、侍従長との同時更迭という条件を芦田につきつけていた<sup>120</sup>。それまで、芦田は、侍従長の更迭に言及したことはあったが、あくまで宮内府長官の更迭を主目的としており、4月中旬のケーティスGS次長との会談時にも大金侍従長の更迭までは考慮していないと述べているように、侍従長の後任人事について、真剣に検討してこなかった。

田島とすれば、宮仕えの経験のない自分が宮内府の長として事務を「総理」し、職員を「指揮監督」していくにあたり<sup>121</sup>、有能で気心の知れた仲間を身近におきたかったのであろう。そこで、田島は、学生時代から交友があり、1947年に学習院女子部長への就任を斡旋したことがある三谷隆信（この時点では学習院次長）を侍従長候補として芦田に推薦した<sup>122</sup>。

宮内府長官と侍従長の同時更迭の件は、すぐに芦田から天皇へ伝えられた。1948年5月21日、芦田は葉山御用邸に滞在の天皇を訪ね、宮内府長官更迭認可の礼を伝えるとともに、侍従長についても、「この際とりかへることが内外に好印象を与えへると存じますから後任に三谷隆信を御認め願いたい」<sup>123</sup>と、言上した。天皇は、侍従長更迭後の大金を御用掛として宮中に留めること、宮内府長官との同時更迭を避けてもらいたいという希望を伝え、芦田もこれに納得した<sup>124</sup>。

宮内府長官と侍従長の同時更迭に反対する天皇の意思につき、その場で芦田は納得しているが、田島の就任条件でもあり、芦田は両者の更迭時期にそれほどの時差を設けずに実行しようと考えていたものと思われる。しかし、側近首脳の同時更迭は、天皇や側近にとって非常事態を意味し、以後、より明確な反対意思を示していく。いっぽう、芦田と田島は、側近首脳の同時更迭につき、加藤宮内府次長の「色々と策動する模様」を探知し、宮中改革の緊急性を確認するのであった<sup>125</sup>。

GSや芦田首相から改革の標的とされた宮内府やその周辺では、この頃になると、GS局員や芦田に対する不満が充満していた。田島の宮内府長官内定の件は、すぐに宮内官僚にも伝わり、侍従の入江相政は小倉庫次元侍従と外部から採用された田島への心得伝達につき話し合っている<sup>126</sup>。入江ら宮内官僚にとっても、宮内府長官の更迭までは織り込み済みであった。しかし、大金侍従長との同時更迭は、宮内府の同僚や下僚から有能な仕事ぶりを慕われ、全国巡幸をはじめ、戦後の宮中問題の処理にあたって尽力してきた大金の喪失を意味し、宮内官僚全体に更迭反対の雰囲気広まっていく。

大金侍従長とともに敗戦後の宮中の危機に対処してきた加藤宮内府次長は、大金が侍従長を辞任する場合には、自身も宮内府次長を辞する決意を固めていた<sup>127</sup>。入江ら侍従を自宅に招いた加藤は、

側近首脳更迭問題について話し合い、「皆で嘆く」のであった。入江は、「長官、次長、侍従長と一遍に行ったら一体後はどうなるのだらうか。実に馬鹿々々しいつまらないことである」という心境を日記に認めている<sup>128</sup>。

また、この頃、天皇や側近の顧問役として、皇室、宮中改革問題の相談にのっていた牧野伸顕も、芦田政権による政治手法を批判的に眺めていた。牧野が戦前より親交のあった元時事新報社長の小山完吾に宛てた書簡のなかで、「近頃耳に致候処にては、芦田内閣、司令部の指示とあれば何事でも丸呑み致し、日本の立場事情等に付ては一応の説明も試みずとの噂さ有之、事実如何にや」<sup>129</sup>と、伝聞とはいえ芦田内閣を批判的に評している。書翰の作成日時や内容から、批判の内容は芦田による宮中改革をさしてのものと推察される。牧野にこの批判を伝えた側近か、もしくは吉田茂や松平恒雄らの保守系政治家は、芦田を「GHQのいうことを丸呑みする人物」と評していたのである。

いっぽう、芦田は、側近首脳の同時更迭に反対する加藤次長の動きを「策動」であると警戒していたが、反対の中心が天皇であるという事実に関し、愕然とするのである<sup>130</sup>。5月29日、宮中に参内した芦田に対し、天皇が侍従長更迭や宮内府改革案につき、「色々と苦情」を言い渡した。それまで、松平慶民長官や加藤次長らから不満を伝達されてきた芦田は、初めて、天皇から直接に側近首脳更迭をはじめとする宮内府改革への苦言を呈された。芦田は、「政府をやめようかと一瞬考へた」<sup>131</sup>ほど、天皇からの「苦情」に困惑したものの、結局、天皇が折れる形で侍従長の更迭も認められた。

前述した漆野首相秘書官から下河辺三史に宛てた書簡は、この時の芦田の苦悩を伝えたものと思われる。このなかで、芦田は天皇の反応につき、「陛下は敗戦で淋しい思ひの時、身辺近くに仕へる侍従長他が変るのは、心細く、いやだと言はれ、強く反対された」と語り、芦田もこれに応じて、「陛下をお守り致そうと思ふ、私の気持がおわかり頂けないのか」と泣き伏しながら反論したと記されている<sup>132</sup>。

落涙しながらの芦田の説得に天皇も根負けしたのか、加藤宮内府次長を官邸に遣わし、今回の更迭を前例としないという条件のもと、大金侍従長の更迭を認めたのであった<sup>133</sup>。前日に側近首脳同時更迭への不安を吐露していた入江相政は、この日、芦田の拝謁によって大金侍従長の更迭が決まったことを知り、「いよいよ最悪の事態になつたらしい。馬鹿げた事である」<sup>134</sup>と、慨嘆している。

後年、当時現役だった宮内官僚から多くの証言を聞きとった高橋紘氏は、宮中改革を推進した芦田への厳しい評価と中傷の言葉に接しており<sup>135</sup>、いかに宮内官僚の間で不満が鬱積していたかをうかがわせる。また、当時の側近らは、芦田による宮中改革の背後にGSの存在があることを察知しており、GHQ内部における権力闘争の影響という認識を有していた<sup>136</sup>。実際、加藤次長は、松平長官と大金が辞表を提出する直前、GⅡの職員が宮内府の官舎に大金を訪ね、「侍従長をやめたくないなら応援する」<sup>137</sup>と伝えられたという逸話を紹介している。

占領政策全般を通じてみられるGHQ内部のGⅡら保守派とGSなどニューディール派との対立は、宮中改革をめぐる問題でもつばぜり合いを演じていたのである。ただし、その場合でも、宮中



改革は、マッカーサーの支持する政策であり、GSやその権威を借る芦田政権の方に分があったことも確認しておかねばならない。

側近首脳更迭問題をめぐる天皇や側近らの反対論は、たんに旧親任官待遇の宮内府長官、侍従長といった宮中大官の人事権を侵害されたという矮小化された問題として把握されていたわけではなく、芦田均という行政府の長官が宮中の領域に介入できるようになった新憲法やその憲法によって規定された「象徴天皇制」という君主形態への不満の表出であったと理解すべきである。

芦田による宮中改革には、新憲法の趣旨に即した皇室・宮中をめざす意図が込められており、芦田自身も「陛下をお守り」する必死の覚悟で取り組んでいたのであった。そして、芦田の依拠する新憲法の趣旨とは、新憲法の草案を作成したGSのめざす、天皇の権能を嚴重に制限し「装飾的機能」のみを有した君主形態（儀礼君主・社交君主）であり<sup>138</sup>、具体的には、国民主権の原則のもと、天皇や宮中を国民やその代表である議会、議院内閣の管理下においた君主制を志向するものであった。国内外からの天皇や天皇制に向けた厳しい視線がそそがれるなか、芦田やGSは、それぞれの政治目的は異なれども、このような君主形態を構築せねば、安定した天皇制の維持は求められないという認識では一致していた。そのため、芦田は、マッカーサーやホイットニー、ケーディスらGS幹部からの要請と、自身の描く「象徴天皇制」の確立をめざし、宮中改革に取り組んでいたのである。

いっぽう、天皇や側近らは、明治憲法体制下での旧慣の維持を求めるなど、君主形態の根本的な変化への認識が不足していた。この点は、占領期の天皇や側近に関する研究分析をおこなった識者も指摘するところである<sup>139</sup>。同じ保守勢力である吉田茂などは、皇室財産処理問題や不敬罪廃止の是非をめぐってGSの不興を買っていたことは事実だが、いっぽうで、新憲法の導入については、天皇制を取り巻く国内外の情勢を認識し、GHQ側の意図を汲みとりながら、徐々にその精神を受け入れていったのであり<sup>140</sup>、天皇や側近は、吉田のような見解も持ち合わせていなかった。

実際、当時の侍従で後に侍従長となる徳川義寛は、憲法改正による天皇の地位に変化について、「本質はそんなに変わったわけではない。陛下は同じですよ。前の考え方が間違っていたとは思っていらっしやなかった」<sup>141</sup>と述べている。徳川のいう天皇の変わらない本質とは、金森徳次郎が憲法改正時の論議で用いたレトリック、すなわち、「国体」と「政体」を区別し、「あこがれの中心としての天皇」＝「国体」は不変であると説いた技法と同じ意味で用いていると思われるが、天皇をはじめ宮中の側近らは、国務大臣への内奏、政務報告の要求に代表されるように、「政体」面を含めた制度の維持を考慮していたように見うけられる<sup>142</sup>。

このような複雑な事情をはらみつつも、側近首脳更迭の大勢は決した。芦田首相は5月31日に大金侍従長と会談し、宮中改革のやむなき事情を説明して更迭の同意をとりつけた。その直後、芦田は連絡調整事務局長官の曾禰益に三谷隆信の侍従長起用につき、GHQから承認をとりつけるよう命じ、翌日、GHQの承認を得ると、田島と三谷の認証式に向けた手続きにとりかかった。6月2日、三谷から侍従長就任受諾の返答を受けた芦田は、臨時閣議を開いて宮内府長官と侍従長の更

送人事を決定させ、同5日、宮中にて田島宮内府長官、三谷侍従長の認証式を挙行した<sup>143</sup>。

認証式の様子について、芦田は、「陛下は厳格な顔をして居られたが、私は自分の考が皇室の御為めになると確信してゐたから平然としてゐた」<sup>144</sup>と語っている。芦田の発言は、側近首脳更迭をはじめ、一連の宮中改革をめぐる天皇、側近と芦田の間における攻防の激しさを物語るとともに、「象徴天皇制」に対する双方の認識の違いを表している。

結果として、芦田首相やその背後にいるマッカーサー、GS（ホイットニー、ケーディスら）の思惑どおり、宮中側近の首脳に新憲法の趣旨を理解できるであろう人物をすえたことで、「象徴天皇制」を機能させていく体制が整えられたのである。

## おわりに

1948年6月5日、田島道治宮内府長官、三谷隆信侍従長の認証式が行われ、宮内府の「オモテ」と「オク」の長が2人も宮仕えの経験のない外部出身者によって占められることとなった。さらに、同年8月には、大金侍従長とともに敗戦後の宮中を支えてきた加藤進宮内府次長も退官し（後任は内務官僚出身の林敬三）、宮内府長官、同次長、侍従長といった側近首脳が、ほぼ同時期に交代することになったのである。

今回の側近首脳更迭の意義は、本論でも詳述してきたように、たんなる宮内官僚の人事異動という範囲にとどまらず、憲法改正や戦犯裁判の進行とも関係しつつ、天皇、日本政府、GHQという権力主体の政治的意図が絡んだ、新憲法下での「象徴天皇制」の方向性を定めるための政治イベントと性格づけられる。

日本の民主化を推進するGSは、新憲法の趣旨を徹底させるためにも皇室や宮中の民主化を不可欠の課題と認識し、天皇を国民主権の原則のもとに位置づけ、「装飾的機能のみを有する象徴天皇制」を整備しようと企図していた。憲法改正とこれに付随する法制上の改正により、宮中の独立性は著しく制限され、宮内省から宮内府へと、組織は整理縮小のうえに改編されることとなった。

いっぽうで、天皇や側近らはGHQの天皇制維持という政治方針にそって、国家神道や天皇の神格性を排除したうえ、民主的な皇室として生まれ変わった姿を民衆に宣伝するため、天皇の人間宣言や全国巡幸など積極的な活動を展開させていった。ところが、このような天皇や側近の動向は、占領政策をめぐる米ソ冷戦対立の影響をうけ、設立直後のFECの場でソ連側から批判される状況となった。マッカーサーやGSは、巡幸中止を求めるソ連側からの要求を無視する姿勢を貫くとともに、GHQ主導の占領政策に干渉してくるソ連やFECの存在に留意しながら占領統治を行わねばならず、これら国外からの干渉を刺激するような日本側の言動に神経質にならざるをえなかった。

FECでの批判をうけ、天皇や側近は一時巡幸を見合わせたものの、1946年10月の天皇・マッカーサー第3回会見で、天皇みずから巡幸を希望する意思をマッカーサーに伝え、マッカーサーから巡幸再開の許可を得た後、巡幸を再開させた。再開された巡幸は1947年に本格化し、規模も拡

大して、まさに全国巡幸の様相を呈していった。天皇や側近らは地方民衆からの熱烈な奉迎をうけ、「象徴天皇」の民衆側への浸透を実感し、満足するのであった。

ところが、このような全国巡幸といった派手な行事は、GSの目にとまるようになり、外務省などの政府機関や政官界など、国内の一部勢力からも不穏だという声があがるようになっていった。GSは、巡幸時の費用に地方自治体や民間企業が予算を計上していることを問題視したほか、日の丸掲揚事件や供奉員の言動といった細部の問題も取りあげ、宮中側に説明を求めるとともに、問題点の是正を要求した。さらに、GSは、巡幸による民衆の心理面への作用といった点にも注目し、熱烈に天皇一行を迎える民衆の光景から、戦前までの国家神道にもとづく盲目的な献身を想起し、警戒心をもつようになった。

そのため、GSは「象徴天皇制」を確立すべく、旧慣や伝統にこだわる宮中の組織を内部から刷新するため、宮内府のさらなる機構改革と宮内府長官を中心とする側近首脳の更迭を日本政府に要求するにいたった。

この時、GSにとって宮中改革を日本政府に指示していくのにふさわしい政治環境が整えられていた。日本では、1947年の総選挙の結果、片山内閣、芦田内閣といった中道政権が誕生しており、両政権ともGSの意図を汲みとり、宮中改革に積極的に対応する姿勢をとった。しかし、片山内閣は宮中改革の実施を閣議決定した直後に総辞職し、その運用は次の芦田政権に委ねられていく。

芦田は、自身の理想とする「象徴天皇制」像を抱いており、また、マッカーサーやGS幹部から宮中改革の徹底を指示されたこともあり、断固たる決意で宮中改革に着手した。芦田政権による宮中改革に対し、第3章で詳述したように、天皇や側近は激しく抵抗したものの、最終的には芦田がこの反対を押し切り、松平宮内府長官と大金侍従長を更迭させたのであった。

芦田内閣に対する評価は、片山政権から続く連立政権ゆえの政権基盤の脆弱性やGSの傀儡という印象を指摘されがちであるが<sup>145</sup>、天皇をはじめとする保守派の反対を押し切って側近首脳更迭を断行した実行力については、一定の評価をあたえるべきであろう<sup>146</sup>。

側近首脳の更迭により、宮内府という組織（ハード）面からの改編に加え、人事（ソフト）面でも陣容が一新されることとなった。天皇を支える宮中の体制が刷新されたことにより、新憲法のもとの「象徴天皇制」は、GSの望む方向（儀礼君主・社交君主）に向かって定着していく素地を固めたことになる。

ところが、側近首脳更迭を断行した芦田内閣は、同年の昭和電工事件により10月に総辞職し、側近首脳の更迭に反対してきた吉田茂が第2次内閣を組織する。また、中道政権を支持し側近首脳更迭を求めたGSも、占領政策の転換により規模縮小を余儀なくされ<sup>147</sup>、ケーディス次長は1948年末に対日占領政策の転換を定めたNSC13／2に反対するためアメリカへ一時帰国し、そのまま日本に戻ることもなく、翌年辞職することとなる<sup>148</sup>。

日米双方で宮中改革を推進した勢力が、わずか半年あまり後には政治の表舞台から消えていったのである。宮中の体制を一新した「象徴天皇制」が「装飾的機能のみを有する」儀礼君主、社交君

主の方向で定着するかどうか、いまだその行方は不明であった。

## 注

- <sup>1</sup> マッカーサーやGSが志向していた新憲法下の「象徴天皇」とは、いわゆる「儀礼君主」や「社交君主」として、伝統的な宗教的権威にもとづき社会上の儀礼や行事、栄典授与を通じて国民を統合する機能を果たす君主像をさす。この点につき、佐々木隆爾『現代天皇制の起源と機能』（昭和出版、1990年）165～187頁、拙稿「象徴天皇制の君主制形態をめぐる研究整理と一考察—国法学的方法論と『君主制の歴史的・社会的機能』論の視角から—」（『成蹊大学文学部紀要』第47号、2012年3月）参照。
- <sup>2</sup> 拙稿「敗戦後の『国体』危機と宮中の対応—宮内府設置にいたる過程を中心に—」（『アジア太平洋研究』第36号、2011年）。
- <sup>3</sup> 占領期における宮中の動向を論じた研究として、元共同通信社記者で宮内記者会に在籍していた経歴をもつ高橋紘氏の一連の業績がある。高橋紘／鈴木邦彦『天皇家の密使たち』（文春文庫、1989年）、高橋紘『昭和天皇一九四五—一九四八』（岩波現代文庫、2008年）、同『象徴天皇』（岩波新書、1987年）、同『人間昭和天皇』下（講談社、2011年）。  
このほか、坂本孝治郎『象徴天皇制へのパフォーマンス』（山川出版社、1989年）、松尾尊寛『国際国家への出発』（小学館、1993年）、升味準之輔『昭和天皇とその時代』（山川出版社、1998年）、富永望『象徴天皇制の形成と定着』（思文閣出版、2010年）、伊藤之雄『昭和天皇伝』（文藝春秋、2011年）などの研究書でも、巡幸問題や側近首脳更迭問題について、比較的詳細に紹介されている。
- <sup>4</sup> 本稿執筆中に、瀬畑源『「宮中・府中の別」の解体過程—宮内省から宮内府、宮内庁へ』（『一橋社会科学』第5巻、2013年7月）が発表された。瀬畑論文でも、本稿で紹介していく巡幸をめぐる問題や側近更迭問題を取りあげており、本稿で依拠する史料の引用について重複する箇所も散見される。瀬畑氏の見解や独自の史料分析にふれる場合には、本稿中の注記で紹介していく。
- <sup>5</sup> この点については、前掲拙稿「象徴天皇制の君主制形態をめぐる研究整理と一考察」でも論じている。
- <sup>6</sup> 占領期における政治史や占領史については、片山内閣記録刊行会編『片山内閣』（同会、1980年）、天川晃「第一次吉田内閣」、大森彌「片山内閣」、同「芦田内閣」（林茂／辻清明編『日本内閣史録5』第一法規出版、1981年）、中村政則ほか編『戦後日本—占領と改革』（岩波書店、1995年）、福永文夫『占領下中道政権の形成と崩壊』（岩波書店、1997年）、五百旗頭真『占領期』（講談社学術文庫、2007年）、楠綾子『占領から独立へ』（吉川弘文館、2013年）など参照。
- <sup>7</sup> 前掲高橋／鈴木『天皇家の密使たち』第七章、前掲高橋『昭和天皇一九四五—一九四八』第六章、同『人間昭和天皇』下（講談社、2011年）第八章、前掲坂本『象徴天皇制へのパフォーマンス』第3章、前掲瀬畑『「宮中・府中の別」の解体過程』10～11頁など。  
本稿では、戦後に実施された昭和天皇による一連の巡幸を「全国巡幸」と呼称していくこととする。本来なら、これら個々の視察旅行は、「巡幸」「行幸」「行幸啓」と厳密に区別して呼称する必要があるのだが、煩瑣な使用を避けるため、一部をのぞき「全国巡幸」と呼称する。
- <sup>8</sup> 瀬畑源「昭和天皇『戦後巡幸』の再検討」（『日本史研究』第573号、2010年5月）。
- <sup>9</sup> 以上の経過について、西修『日本国憲法成立過程の研究』（成文堂、2004年）101～102頁参照。
- <sup>10</sup> この時点までの巡幸（行幸）先は、神奈川（2.19～20）、東京（2.28～3.1）、群馬（3.25）、埼玉（3.28）であった。以上、前掲坂本『象徴天皇制へのパフォーマンス』巻末の「参考資料：昭和天皇の行幸一覧」に記載の情報による。
- <sup>11</sup> C3-007, “Proposals for curtailment certain activities of the Japanese Emperor” 29 April 1946, Records of the Far Eastern Commission, 1945-1952, FEC(A)0334-0335（国立国会図書館憲政資料室所蔵、以下「FEC文書」と略記）。なお、前掲西『日本国憲法成立過程の研究』102～103頁により本資料の存在を知りえた。

- <sup>12</sup> 以下のFEC文書より。“COMMITTEE NO.3 CONSTITUTIONAL AND LEGAL REFORM MINUTES” 11th Meeting 24 May 1946, Minutes of Committee No.3 Meeting 1-68 FEC(A)0324, “ITEM 5-CONSULTATION WITH THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS ON THE EFFECT OF THE TOURS OF THE JAPANESE EMPEROR” EXCERPT FROM MINUTES 15th Meeting STEERING COMMITTEE, 28 May 1946, FEC(B)1487-1488. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- <sup>13</sup> 前掲西『日本国憲法成立過程の研究』104頁。
- <sup>14</sup> 戦犯裁判(極東国際軍事裁判)での被告選定といった準備段階から開廷後における関係各国の天皇に対する厳しい姿勢については、栗屋憲太郎『東京裁判への道』上下(講談社選書メチエ、2006年)参照。
- <sup>15</sup> FEC文書, “COMMITTEE NO.3 CONSTITUTIONAL AND LEGAL REFORM MINUTES” 20th Meeting 12 July 1946, FEC(A)0326. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- <sup>16</sup> 井口治夫「戦後日本の君主制とアメリカ」(伊藤之雄/川田稔編『二〇世紀日本の天皇と君主制』吉川弘文館、2004年)146頁。
- <sup>17</sup> 古関彰一『新憲法の誕生』(中公文庫、1995年)218～223、238～240頁。
- <sup>18</sup> FEC文書, “To General McCoy from KENNETH COLEGROVE” June 1 1946, FEC(B)1487-1488. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)。また、作成年月日は不明だが、FEC文書“ALLIED POLICY TOWARD THE EMPEROR” FEC(B)1487-1488. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)のなかでも、「占領統治の円滑な遂行のために必要な日本政府、日本国民の協力を求めていくためにも、天皇の権威を損なうような行動をとるべきではない」(p4)と指摘しつつ、巡幸について、「天皇と皇后が直接、民衆と触れ合う場所、荒廃した地域や病院への最近の視察旅行は、背後で天皇と皇后が民衆から神秘性を保持しているというカーテンを引き剥がす第一段階として重要な意味をもっている」(p6)と述べ、ソ連の意見とは対照的に、巡幸の民主的意義を強調している。
- <sup>19</sup> FEC文書, “From Kenneth Colegrove to Ambassador Nelson T. Johnson” 15 Jun 1946, FEC(A)1075. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)。このなかで、コールグロブは、「日本における憲法改正を遅らせようとしているFECのメンバーは、この国の反動的分子を手助けしており、民主主義的な目標への害となっている」と、ソ連を念頭にFECへの批判的な言葉を書き連ねつつ、日本側の反動主義者の動向についても、「帝国議会による新憲法の採択と同時に、法典や基本的な法令をまるごと修正した法律を制定しようと計画している」と述べており、復古的な風潮を警戒していた。
- <sup>20</sup> 『朝日新聞』1946年6月1日、同7日付。
- <sup>21</sup> Haruo Iguchi, “Kenneth Colegrove and Japan 1927-1946” (『同志社アメリカ研究』第43号、2007年)3～16頁。
- <sup>22</sup> 同前、20～21頁。なお、この点については、すでに拙著『牧野伸顕』(吉川弘文館、2013年)207～208頁でも引用、紹介済みである。
- <sup>23</sup> 牧野伸顕宛松平康昌書簡、1946年カ6月21日付(「牧野伸顕関係文書」274-3、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- <sup>24</sup> Iguchi, op. cit, p22.
- <sup>25</sup> 牧野伸顕宛吉田茂書簡、1946年7月13日付(吉田茂記念事業財団編『吉田茂書翰』中央公論社、1994年)。拝謁時、天皇はコールグロブにグルー夫妻への下賜品を送り届けてもらうよう依頼したほか、摂政時代の写真にサインを入れて授けるなど、丁寧に応対している。
- <sup>26</sup> 牧野伸顕〔吉田茂首相方〕宛 Kenneth Colegrove 書簡、1946年12月18日付(「牧野伸顕関係文書」275-3、国立国会図書館憲政資料室所蔵)のなかで、コールグロブは、天皇と会えたことに感謝しつつ、天皇の印象として、「明敏さや良識、そして、政治家としての能力に大いに感銘を受け」、「新憲法体制下においてほとんど理想的な立憲君主のように思われる」と、高い評価をあたえている。天皇や牧野を評価する姿勢は、グルーら知日派に共通のものである。なお、この時、コールグロブは日本を離れ、エバンス

トンのノースウエスタン大学に戻っていた。

- <sup>27</sup> 戦後の巡幸日程については、前掲坂本『象徴天皇制へのパフォーマンス』[参考資料：昭和天皇の行幸一覽]、昭和天皇巡幸編纂委員会編『昭和天皇巡幸』（創芸社、2012年）参照。
- <sup>28</sup> 山極晃／中村政則編『資料日本占領1 天皇制』（大月書店、1990年）「第三回天皇・マッカーサー元帥会談記録」573～574頁。
- <sup>29</sup> 寺崎英成／マリコ・テラサキ・ミラー編著『昭和天皇独白録』（文藝春秋、1991年）「寺崎英成・御用掛日記」1946年10月11日条〔以下、「寺崎日記」と略記〕。
- <sup>30</sup> 大金益次郎『巡幸余芳』（新小説社、1955年）4～5、58頁。
- <sup>31</sup> 石黒忠篤宛吉田茂書簡、1947年3月6日付（前掲『吉田茂書翰』）。「寺崎日記」1947年3月19日条には、吉田の発言として、「陛下謹慎を表する為葉山に行くべし」という記述がみられる。また、当時、宮内省総務課長の地位にあった犬丸実も、後に田島道治から聞いた話として、ソ連の天皇制批判の動向やGHQ内部の動きを読んで対処してくれなくては困るという、外務省から宮中への苦言について証言している（前掲高橋／鈴木『天皇家の密使たち』256頁）。
- <sup>32</sup> 袖井林二郎「戦後史みなおしの原点」（『法学セミナー』第23巻第12号、1979年11月）26～28頁参照。
- <sup>33</sup> 『真相』第11号（人民社、1947年9月）。
- <sup>34</sup> 「第1回衆議院国会司法委員会会議録第35号・同第44号」1947年9月20日（北浦圭太郎、花村四郎・自由党）、10月3日（北浦、花村、明礼輝三郎・自由党）（国会会議録検索システム、国立国会図書館）。なお、政府側の答弁では、「目下の複雑なる国内情勢及び国際情勢を勘考いたしますと、この際思いきつて一切の差別待遇を削除することが、むしろ国家的にみてよいのではないか」（大島多蔵・国民協同党）という意見を述べ、GHQ側の見解に依拠しながら不敬罪復活には与しない立場をとった。
- <sup>35</sup> 不敬罪廃止問題の経過については、前掲松尾『国際国家への出発』111～114頁、前掲古関『新憲法の誕生』346～353頁も参照。
- <sup>36</sup> 皇室財産処理問題の際に、ホイットニーGS局長は「マッカーサー元帥を先頭に、われわれが天皇制の温存に懸命になっているのに、吉田とその一派は、天皇の所有地を確保することにのみ心を砕いている」述べ、強い不満を示していた（J.ウィリアムズ著／市雄貴・星健一訳『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社、1989年、138～139頁）。
- このほか、吉田とGSとの関係は、第1次吉田政権期の食糧問題やインフレ、労働問題などをめぐり、GSをバイパスしてマッカーサーと直接交渉したり、GIIの政治力を利用してGSを牽制する姿勢をとる吉田に対し、GS内部の不満は高まっていた（吉田茂『回想十年』中公文庫、1998年、122～125頁、増田弘『マッカーサー』中公新書、2009年、361頁、）。
- <sup>37</sup> セオドア・コーエン著／大前正臣訳『日本占領革命』上（TBSブリタニカ、1983年）139頁。
- <sup>38</sup> 袖井林二郎『マッカーサーの二千年』（中公文庫、2004年）153頁。
- <sup>39</sup> 前掲ウィリアムズ『マッカーサーの政治改革』53頁。
- <sup>40</sup> マッカーサーとホイットニーの関係については、ホイットニーがマッカーサーと同じく第一生命ビル6階に執務室をあたえられ、副官を通さずに、マッカーサーの部屋に通じる扉から自由に入っていたという、有名な話を紹介しておけば足りるであろう。ハワード・B・ショーンバーガー著／宮崎章訳『占領1945～1952』（時事通信社、1994年）65頁、前掲増田『マッカーサー』326、362頁参照。
- <sup>41</sup> 「都留重人日誌」1947年5月14日条（経済企画庁編『戦後経済復興と経済安定本部』大蔵省印刷局、1988年、所収）。
- <sup>42</sup> 進藤榮一編『芦田均日記』第2巻（岩波書店、1986年）1948年2月10日、2月24日、同27日、4月2日条など〔以下、『芦田日記』と略記〕。
- <sup>43</sup> C. A. ウィロビー著／延禎監修『ウィロビー回顧録 知られざる日本占領』（番町書房、1973年）161頁。このほか、当時、GHQに勤務していた者たちも異口同音に1948年頃までのGSの優位性を指摘している。

- 前掲コーエン『日本占領革命』下、125頁、前掲ウィリアムズ『マッカーサーの政治改革』53～56頁参照。
- <sup>44</sup> 「第1回国会衆議院予算委員会会議録第8号」1947年9月30日(稲村順三・日本社会党)、「第1回国会参議院決算・労働連合委員会会議録第7号」1947年10月8日(帆足計・緑風会)「第1回国会参議院予算委員会会議録第15号」1947年11月4日(西郷吉之助・緑風会、中西功・日本共産党)などの発言(国会会議録検索システム、国立国会図書館)。
- <sup>45</sup> 安倍源基『巢鴨日記』(展転社、1992年)1947年9月11日、同21日、同24日、10月7日、1948年1月11日の各条。このうち、1947年9月11日条には、木戸による、「陛下は少し行幸が多過ぎる、少し謹慎されなければならぬ」という意見が記述されている。なお、本書については、吉田裕『昭和天皇の終戦史』(岩波新書、1992年)205頁の記述から情報をえた。
- <sup>46</sup> “Expenditure of Funds by the Imperial Household Office” 15 November 1947, GHQ/SCAP Records, Government Section (以下、GSRと略記)、GS(B)01216(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。なお、福永文夫編『GHQ民政局資料 占領改革 経済・文化・社会』(丸善、2000年)183～184頁に、「宮内庁〔ママ〕による支出」という題で同文書が所収されている。また、前掲瀬畑『「宮中・府中の別」の解体過程』第2章でも、GS文書を引用しながら巡幸の問題点を論じている。以降、なるべく瀬畑論文と重複しない範囲で、本稿の趣旨にそってGS側の対応を紹介していく。
- <sup>47</sup> スウォープの経歴やGSでの任務については、前掲ウィリアムズ『マッカーサーの政治改革』79～82頁参照。
- <sup>48</sup> GSR, “Expenses Incurred on the Emperor’s Tours” 21 November 1947, GS(B)01216, “Emperor’s Trips and Expenses Thereof” 12 December 1947, GS(B)01318。(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。前掲福永編『GHQ民政局資料 占領改革 経済・文化・社会』185～188頁にも、「天皇行幸に関する費用(1)」「天皇行幸とそれに伴う費用」という題で同文書が所収されている。
- <sup>49</sup> 前掲のGSR, “Expenses Incurred on the Emperor’s Tours”にも中国巡幸時の問題点が記されているが、ここでは、要点をまとめた週間新潮編集部『マッカーサーの日本』上(新潮文庫、1983年)114～117頁を参照。
- <sup>50</sup> 前掲週間新潮編集部『マッカーサーの日本』上、115～116頁。なお、中国巡幸に同行したGS局員について、真偽のほどは不明だが、地方の関係者から側近らへの贈答品の授受を監視していたある一人の局員が、広島でその贈呈品を無心したと、元侍従長の徳川義寛が回想している(徳川義寛／岩井克己『侍従長の遺言』朝日新聞社、1997年、133頁)。
- また、後年、高橋紘氏が宮内府の供奉員や地方で一行を接待した関係者から聞き取りした話のなかでも、宮内府の役人が闇米や差し入れを要求していたという実態を紹介している(前掲高橋／鈴木『天皇家の密使たち』254～255頁)。
- <sup>51</sup> 以下、本文中における同覚書からの引用箇所は、すべて、前掲山極／中村編『資料日本占領1 天皇制』581～585頁に所収の「資料205 公式覚書『天皇の視察旅行に要した費用』」より抜粋した。
- <sup>52</sup> 同前、584頁。
- <sup>53</sup> op. cit., “Emperor’s Trips and Expenses Thereof”に記述された本文と添付文書の内容を要約しながら引用した。なお、前掲瀬畑『「宮中・府中の別」の解体過程』では、同文書を分析し、GSによる批判の対象が宮内府(の役人)に限定されていたと論じているが(12頁)、国内の復古的な風潮への警戒のなかで、天皇も批判の対象に含めていたと読みとれる。
- <sup>54</sup> 前掲大金『巡幸余芳』14、39～40頁。
- <sup>55</sup> 大霞会編『内務省史』第三卷(地方財務協会、1971年)761頁。
- <sup>56</sup> 天皇一行を出迎えた民衆側の反応については、感涙にむせび万歳を唱和する各地の様子が供奉員や参列者の証言として記録されている。以上、前掲大金『巡幸余芳』6～7頁、前掲昭和天皇巡幸編纂委員会編『昭和天皇巡幸』101、141～142頁参照。
- もちろん、地方官民すべてが天皇一行を熱烈に歓迎していたわけではない。敗戦後の民衆意識について論

じた研究では、民衆心理を分析する視角や考証に違いがみられるものの、天皇を熱狂的に迎える民衆の姿勢について、意図された演出ではなく、敗戦直後の地方民衆の真の姿を反映したものであるという点では一致した見解を示している。吉見義明「占領期日本の民衆意識」（『思想』第811号、1992年1月）94～99頁、安田常雄「象徴天皇制と国民意識」（中村政則編『占領と戦後改革』吉川弘文館、1994年）139～145頁、川島高峰『敗戦』（読売新聞社、1998年）250、261～262頁、ジョン・ダワー著／三浦陽一ほか訳『増補版敗北を抱きしめて』下（岩波書店、2004年）81頁参照。

57 前掲ウィリアムズ『マッカーサーの政治改革』82頁。また、スウォープと会い、中国巡幸の報告書を読んだ駐日カナダ代表部首席のE. H. ノーマンも、民衆の天皇への変わらぬ態度を読みとり、旧態依然とした天皇と宮内府職員の姿勢を批判している（E. H. ノーマン著／加藤周一監修・中野利子編訳『日本占領の記録 1946 - 48』人文書院、1997年、280～281頁）。

58 W. J. シーボルト／野末賢三訳『日本占領外交の回想』（朝日新聞社、1966年）140頁。また、巡幸についても、側近は、マッカーサーや副官のバンカーは巡幸の趣旨を理解してくれていたが、GSはこれを危惧し反対であったと受けとっていた（前掲徳川／岩井『侍従長の遺言』131～134頁）。

59 「覚書（1947年5月3日附政令第五号に関する件）」1947年12月19日付（「森戸辰男関係文書」3-11-1-12、広島大学附属図書館所蔵）。英文は、GSR, “Imperial Household Office Law and Cabinet Order NO.5” 19 December 1947, GS(A)585（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

60 前掲ノーマン『日本占領の記録 1946 - 48』にも、1948年1月初旬の時点で、スウォープらがこの件を思案しているところであると記されている（280頁）。

61 「宮内府機構改正に関する件」1948年2月3日付（『公文類従』第73編第29巻、国立公文書館デジタルアーカイブ〔以下、DAと略記〕、本館-2A-028-01・類03193100）。

62 同前。

63 宮内庁への情報公開請求によって開示された資料を使用した、前掲瀬畑「『宮中・府中の別』の解体過程」（17頁）では、宮内府が片山内閣に文書を提出し、「これ以上の人員削減は業務に支障がでる」と主張して、人員整理に難色を示した事実を紹介している。

64 「寺崎日記」1947年11月5日、同7日、同8日条。

65 同前、1948年2月3日条。

66 片山内閣総辞職にいたる経緯については、注6であげた各書のほか、当事者の語る以下の証言も参照。片山哲『回顧と展望』（福村出版、1967年）第4篇第3章、西尾末広『西尾末広の政治覚書』（毎日新聞社、1968年）205～212頁。

67 片山内閣記録刊行会編『片山内閣』（同会、1980年）299頁、前掲大森「片山内閣」128～129頁、前掲五百旗頭『占領期』340～341、350頁など。

68 『側近日誌』218頁。天皇は片山の首班指名を奏上しにきた松岡駒吉衆議院議長へ「片山は弱いような気がするが、どうかね」と尋ねている（前掲片山内閣記録刊行会編『片山内閣』299頁）。

69 福永文夫「戦後改革と社会主義勢力」（前掲中村ほか編『戦後日本 占領と改革』岩波書店、1995年）274～276頁。

70 富永望「戦後社会主義勢力と象徴天皇制」（赤澤史朗ほか編『年報・日本現代史』第11号、2006年）141～145頁、前掲富永『象徴天皇制の形成と定着』39～42頁。

71 「第1回衆議院司法委員会会議録第35号」1947年9月20日（国会会議録検索システム、国立国会図書館）での片山の答弁を要約した。ただし、片山はこの発言の前後で、新憲法下での象徴天皇の性格を強調し、従来のような「超然的な取扱をしないで」民主憲法の枠内で国民の尊敬をあつめなければならないとも述べている。この時点では、片山政権とGSは、巡幸の性格を同様にとらえていたと思われる。

この点につき、前掲富永「戦後社会主義勢力と象徴天皇制」でも、「右派社会主義勢力」が「新憲法下の天皇制を望ましいものとして歓迎する」姿勢をみせていたと論じている（157頁）。



- 72 前掲富永『象徴天皇制の形成と定着』39～42頁。
- 73 前掲大金『巡幸余芳』10頁。
- 74 「日記 昭和21～23年」(「和田博雄関係文書」477、国立国会図書館憲政資料室所蔵)1946年8月14日条。
- 75 この時期の片山内閣による宮内府改革の検討について、片山をはじめとする閣僚、政府関係者の個人資料のほか、国立公文書館所蔵の閣議関係書類など公文書を調査してみたが、事実を実証できる資料は見いだせなかった。閣議決定に至っていないことを考えると、片山やその周辺だけでこの問題を検討し、人事権をもつ宮内府側(天皇を含む)へ秘かに伝達していたのではないだろうか。
- 76 『側近日誌』218～219頁に記載の原文を意識した。
- 77 前掲ノーマン『日本占領の記録 1946-48』309頁。
- 78 『芦田日記』第2巻、1948年2月24日条。
- 79 漆野隆三郎書簡(下河辺三史宛)1985年11月(『芦田日記』第7巻、341～342頁)。
- 80 『芦田日記』第7巻、343～344頁。
- 81 前掲袖井『マッカーサーの二千年』252～253頁。
- 82 ダグラス・マッカーサー著/津島一夫訳『マッカーサー大戦回顧録』下(中公文庫、2003年〔原典は、『マッカーサー回想記』下、朝日新聞社、1964年])187～188、236～237頁。
- 83 『芦田日記』第2巻、1948年3月10日条。
- 84 同前。
- 85 同前。
- 86 同前、1948年3月12日条。
- 87 同前。
- 88 GSR, "Correspondence between General MacArthur and Prime Minister - General Whitney and Prime Minister" March 1948, GS(B)-1752. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 89 「宮内府法施行令の一部を改正する政令」1948年4月30日(『公文類聚』第73編・昭和23年第29巻、国立公文書館DA、本館-2A-028-01・類03193100)。この措置により、宮内府の式部官、事務官、技官の専任職員が減員されたほか、御用掛設置の不許可や宮中の会計をあずかる内蔵寮の廃止も決定された。
- 90 同前。
- 91 『芦田日記』第2巻、1948年3月23日条。
- 92 松平康昌の処遇とは、側近歴の長さや内大臣秘書官長の前歴から更迭の可能性の高さを憂慮した宮中側が、GHQや重臣との交渉役を務めていた松平の残留を希望し、芦田にその旨を伝えたものと思われる。松平康昌の戦後における働きについては、前掲吉田『昭和天皇の終戦史』109～122頁、前掲拙稿「敗戦後の『国体』危機と宮中の対応」189～190頁参照。
- 93 『芦田日記』第2巻、1948年3月30～31日条。
- 94 同前、1948年4月2日条。
- 95 同前、1948年4月5日条。
- 96 同前、1948年4月7日条。
- 97 同前。
- 98 同前、1948年4月8日条。
- 99 戦後における牧野伸顕の動向については、前掲拙稿「敗戦後の『国体』危機と宮中の対応」196～197頁、拙著『牧野伸顕』(吉川弘文館、2013年)第五章三節参照。
- 100 『芦田日記』第2巻、1948年4月13日条。
- 101 同前。本文の同段落における引用箇所も同様。
- 102 同前。
- 103 同前、1948年4月14日条。

- <sup>104</sup> GSR, “Appointment of Grand Steward, Imperial House Office” April 17, 1948, GS(A)-585. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- <sup>105</sup> ibid.
- <sup>106</sup> 前掲高橋／鈴木『天皇家の密使たち』164頁、入江相政『いくたびの春』(TBSブリタニカ、1981年)182頁、笈素彦『今上陛下と母宮貞明皇后』(日本教文社、1987年)156頁など。
- <sup>107</sup> 前掲ノーマン『日本占領の記録 1946 - 48』310頁。本国宛電報の日付は、1948年4月13日付である。
- <sup>108</sup> 『芦田日記』第2巻、1948年4月21～22日条。
- <sup>109</sup> 同前、1948年4月22日条。
- <sup>110</sup> 同前。
- <sup>111</sup> 加藤恭子『田島道治』(TBSブリタニカ、2002年)193～194頁。
- <sup>112</sup> 『芦田日記』第2巻、4月24日条。
- <sup>113</sup> 「田島道治日記」1948年5月7日条(前掲加藤『田島道治』196頁)。
- <sup>114</sup> 小泉信三『小泉信三全集』第26巻(文藝春秋、1969年)202頁。小泉は、戦前から原田熊雄や池田成彬、吉田茂らの自由主義者と親交があったため(『小泉信三全集』第16巻、1967年、510～511頁)、保守勢力による候補者として挙げられたものと推察される。なお、芦田は天皇の望む小泉案につき、「当つてみようか」(『芦田日記』1948年4月29日条)と述べているので、一度、小泉に宮内府長官への就任を打診していた可能性が高い。しかし、その後、この件は芦田の日記に登場せず、小泉に関する書物にも何も記載されていないので、小泉は芦田の要請を固辞したのであろう。
- <sup>115</sup> 『芦田日記』第2巻、1948年5月10日条。
- <sup>116</sup> 『読売新聞』1948年4月24日付。
- <sup>117</sup> 『朝日新聞』1948年4月27日付。
- <sup>118</sup> 「第2回参議院決算委員会会議録第7号」1948年4月27日(国会会議録検索システム、国立国会図書館)。
- <sup>119</sup> 「第2回参議院決算委員会会議録第11号」1948年5月19日(国会会議録検索システム、国立国会図書館)。国家行政組織法においては、中央行政機関の種類を整理し、総理府、法務府の2府のほか、國務大臣を所掌の長とする組織は「院」、それ以外の外局を「庁」とすることとした(同前、船田亨二の説明)。また、外局の性格については、他の内局と比較してより強い権限を有するものでなく、職務の特殊性から位置づけられたものだという法制庁(旧法制局)の見解が示されていた(「第2回参議院決算・商業・鉱工業連合委員会会議録第1号、5月20日、佐藤達夫法制長官の答弁)。同様の指摘について、前掲瀬川『宮中・府中の別』の解体過程』17頁、26頁の注記98、99を参照。
- <sup>120</sup> 「田島道治日記」1948年5月10日条(前掲加藤『田島道治』196頁)。
- <sup>121</sup> 「宮内府法」1947年4月17日公布(『公文類聚』第71編第9巻、国立公文書館DA、本館-2A-010-11・類03044100)第4条の規定より。
- <sup>122</sup> 三谷隆信『回顧録 侍従長の昭和史』(中公文庫、1999年)267～270頁、『芦田日記』第2巻、1948年5月18日条。三谷は侍従長への転職につき、『回顧録』のなかで田島との交友関係からではなく、戦争に対する天皇の心労や苦難を思い、戦後における皇室のあり方の重要性を考慮し、宮中入りを決意したと語っている(前掲三谷『回顧録』270～271頁)。
- <sup>123</sup> 『芦田日記』第2巻、1948年5月21日条。
- <sup>124</sup> 同前。また、後に侍従長となる稲田周一も芦田による宮内府長官と侍従長の同時更迭の進言につき、「之は不便だと思ひ、その進言を抑え、まず松平のみを許し、それから大金の退官も已むを得ないとして首相の進言に従った」という天皇の懐旧談を聞いている(徳川義寛『徳川義寛終戦日記』朝日新聞社、1999年、499頁)。
- <sup>125</sup> 『芦田日記』第2巻、1948年5月26日条。
- <sup>126</sup> 入江為年監修／朝日新聞社編『入江相政日記』第2巻(朝日新聞社、1990年)1948年5月11日条〔以下、

- 『入江日記』と略記)。
- 127 加藤は辞職の理由につき、後年、「役人というものは大臣がやめたら退くのは当然」と、自発的に退官した事情を語っている(前掲高橋/鈴木『天皇家の密使たち』258頁)。
- 128 『入江日記』第2巻、1948年5月28日条。
- 129 「牧野伸顕伯よりの書翰」1948年3月30日付(小山完吾『小山完吾日記』慶應通信、1955年、316頁)。
- 130 前掲徳川『侍従長の遺言』にも、加藤による側近首脳同時更迭反対の動きについて、天皇の意向によるものと知った芦田と田島が恐縮したという事実が紹介されている(134頁)。
- 131 『芦田日記』第2巻、1948年5月29日条。
- 132 前掲漆野隆三郎書簡(下河辺三史宛)1985年11月。
- 133 『芦田日記』第2巻、1948年5月29日条。大金の更迭につき、天皇は加藤宮内府次長へ「『あのような忠良をなぜ辞めさせなければならぬのか』と激昂したという」(前掲高橋『象徴天皇』49頁)。
- 134 『入江日記』1948年5月29日条。
- 135 前掲高橋『象徴天皇』49頁。また、高橋氏の別の著書でも、鈴木菊男宮内府総務局長による、「オモテ(長官官房)とオク(侍従職)のトップが同時に辞職するなどということは、あり得ないこと」という談話が紹介されている(前掲高橋/鈴木『天皇家の密使たち』257頁)。
- 136 前掲高橋/鈴木『天皇家の密使たち』257頁、前掲徳川『侍従長の遺言』134頁。
- 137 前掲高橋/鈴木『天皇家の密使たち』257頁。大金はこのGⅡ職員に対し、辞職を決意しているので応援せずともよいと返答したという。
- 138 GSの志向する新憲法下での君主形態については、前掲拙稿「敗戦後の『国体』危機と宮中の対応」192～193頁参照。
- 139 前掲松尾『国際国家への出発』108～110頁、前掲徳川『徳川義興終戦日記』所収の御厨貴氏の解説(525頁)、渡辺治「戦後国民統合の変容と象徴天皇制」(歴史学研究会/日本史研究会編『日本史講座 戦後日本論』第10巻、東京大学出版会、2005年)6～7頁。
- 140 前掲古関『新憲法の誕生』256～258頁。
- 141 前掲徳川『侍従長の遺言』148～149頁。
- 142 天皇や側近の新憲法への認識については、前掲拙稿「象徴天皇制の君主制形態をめぐる研究整理と一考察」で分析済みである。
- 143 この経緯については、『芦田日記』第2巻、1948年5月31日～6月5日条。「6月2日(水) 案件表(臨時)」(『芦田内閣閣議書類(その6)』国立公文書館DA、本館-4E-036-00・平14内閣00040100)参照。
- 144 『芦田日記』第2巻、1948年6月5日条。
- 145 前掲大森彌「芦田内閣」、前掲五百旗頭『占領期』第6章、前掲増田『マッカーサー』第11章、前掲楠『占領から独立へ』126、168頁など。
- 146 芦田は、一連の宮中改革につき、宮内府機構の整理縮小については行政機構改革や官僚制度改革との関係もあり、船田亨二などの担当閣僚と協議していた形跡をうかがわせるが、側近首脳の更迭問題については、片山前首相と事務引き継ぎをおこなった際にこの問題を確認しあったほか、以後、安倍能成などの親しい友人を別とし、閣僚や党幹部ら政府関係者と話し合った形跡を見いだせない。芦田にとっても機微な問題という認識から、外部への情報流出を恐れて極秘裏に進行させていったものと思われる。
- 147 占領政策の転換という情勢の変化は、政局にあたっていた芦田の耳にも届いていた。側近更迭問題が大詰めを迎えていた1948年5月4日、芦田の命により退役陸軍軍人のウィルバー准将(William Wilbur)を訪ねた栗栖赳夫(経済安定本部総務長官)に対し、ウィルバーは米政府やマッカーサー側近らの見解と断わりつつ、ソ連の極東方面への進出に備えるため、「今日までの占領政策を再検討し、日本の経済復興及び自立を促進せしむるように変へなければならぬ」という意見を伝え、芦田と協議のうえ、「占領政策の大転換」を申し出るよう要請していた。ウィルバーの言葉を芦田に伝えた栗栖は、2日後の6日にウィルバー

へ財閥解体の適用範囲の縮小を要請するという芦田の見解を伝えている（「栗栖尠夫在官日誌」栗栖尠夫法律著作選集刊行会『戦中戦後立法・起債調整論・日誌』有斐閣、1968年、278頁）。

<sup>148</sup> 前掲福永『占領下中道政権の形成と崩壊』276頁、前掲増田『マッカーサー』391頁。このほか、全国巡幸の問題点を指摘したスウォープや宮中改革問題を担当してきたハッシーなど、占領初期以降、種々の民主化政策を担ってきたGSの中心メンバーも帰国していき、GSの影響力は低下していくこととなる（福永同書250～251頁）。

## 追記

本稿脱稿後に、河西秀哉編『戦後史のなかの象徴天皇制』（吉田書店、2013年）が刊行された。本来なら、同書に所収の各論稿も比較、検討すべきところであるが、その余裕がなかった点を断わっておく。

また、本稿は、2013年9月16日に開催された、2013年度日本政治学研究会の分科会（政治史）において報告した内容をまとめたものである。